

洪水・高潮に備えて

災害時要配慮者利用施設用
洪水時・高潮時の避難確保計画作成のてびき

川崎市危機管理本部

令和7年3月

はじめに

平成 30 年(2018 年)7 月豪雨(広島県、岡山県、愛媛県等)や同年の台風第 21 号(四国地方、近畿地方、東海地方等)、令和元年(2019 年)房総半島台風(台風第 15 号)、同年の東日本台風(台風第 19 号)、令和 2 年 7 月豪雨(熊本県、福岡県、鹿児島県、大分県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県、静岡県、山形県等)など、近年は毎年のように甚大な豪雨災害が発生しています。

平成 27 年及び平成 29 年の水防法の改正に伴い、川崎市地域防災計画に定められた災害時要配慮者利用施設等の所有者又は管理者(以下、「施設管理者等」という)は避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するとともに、市長へ避難確保計画の提出及び避難訓練実施結果の報告が義務付けられました。

その後、令和 2 年 7 月豪雨では、避難確保計画を作成していたにもかかわらず高齢者施設で 14 名の方が犠牲になる痛ましい被害が発生しました。この被害を受けて、避難確保計画に関する市町村の助言・勧告制度等を加えた改正水防法が令和 3 年 7 月に施行されました。

また、平成 27 年の水防法の改正で高潮に対する避難体制等の充実・強化が新たに創設され、神奈川県では平成 31 年に高潮による浸水想定区域を指定しました。しかし、令和元年房総半島台風(台風第 15 号)により、横浜市金沢区で高潮被害が発生したこと等を踏まえ、令和 2 年 6 月に国により高潮浸水想定区域図作成の手引きが改定されたことから、東京湾岸の高潮浸水想定区域の見直しを行い、令和 6 年 2 月に「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域図」を発表しました。

川崎市としては、これまで「災害時要配慮者利用施設等の洪水時の避難確保計画作成のてびき(地下街等は作成要領)」及び「災害時要配慮者利用施設等の洪水時の避難確保計画ひな形」等を作成・改訂し、施設管理者等の皆様には、これらを活用して、避難確保計画の作成や見直しに取り組んでいただくようお願いしてきたところです。

この度、神奈川県の「東京湾沿岸における高潮浸水想定区域」の発表を受け、洪水及び高潮リスクがある施設管理者等の「洪水時・高潮時の避難確保計画」の作成を支援するため、「災害時要配慮者利用施設用 洪水時・高潮時の避難確保計画の作成のてびき」(以下、「洪水・高潮の作成のてびき」という。))及び「災害時要配慮者利用施設用 洪水時・高潮時の避難確保計画ひな形」(以下、「洪水・高潮のひな形」という。))、
「災害時要配慮者利用施設用 高潮時の避難確保計画ひな形」(以下、「高潮のひな形」という。))を作成しました。

洪水及び高潮リスクがある施設管理者等の皆様は、「洪水・高潮の作成のてびき」及び「洪水・高潮のひな形」を活用して、より一層の避難の実効性確保に向け、洪水時・高潮時の避難確保計画の作成に取り組んでいただきますとともに、計画の提出をお願いいたします。また高潮リスクだけの計画を作成する場合については、「高潮の作成のてびき」及び「高潮のひな形」を参考にして、高潮時の避難確保計画の作成・提出をお願いいたします。

～目次～

1	洪水について	3
2	高潮について	5
3	災害時要配慮者利用施設の範囲について	7
4	防災気象情報について	8
5	市が発令する避難に関する情報について	12
6	防災気象情報や避難に関する情報の収集について	18
7	施設の洪水及び高潮の危険性の確認について	21
8	施設に応じた避難行動の確認について	23
9	避難確保計画の作成及び訓練の実施について	27
10	川崎市への報告について	29
11	洪水及び高潮から身を守るためのポイントについて	30
12	避難確保計画に定める事項について	31

1 洪水について

洪水や浸水想定区域がどのようなものか知っておきましょう。

(1) 洪水とは

河川の流域に大雨が降ったり、山の積雪が春に融けたりして、河川に多量の水が流出してくる現象を洪水といいます。

川崎市で洪水が発生する場合の気象的な原因は、出水期（6月から10月ごろまで）の前線や台風に伴う大雨が主なものと考えられます。日本では雨が多く、山地が海に迫っているために、河川の長さは短く、勾配も急で、山地の雨は短時間に平野部に流れ出てきて氾濫しがちとなります。このため、洪水の被害は比較的多い国であるといえます。

また、日本の気象災害のなかでは、洪水による被害は、人的被害においても物的被害においても、もっとも大きな災害をもたらすものといえます。それは、日本の平野はその大部分が、河川が土砂を運んできたことによってできた平野であり、そこに多くの人口や資産が集中していることに原因があります。そして、川崎市の平野部もまさに、多摩川の堆積作用などにより形成されたものと考えられています。

(2) 洪水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨によって、対象とする河川の堤防が破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です。

多摩川及び鶴見川については、国が管理する部分の洪水浸水想定区域が、平成28年(2016年)5月と8月にそれぞれ公表されました。前提となる降雨条件(「想定最大規模降雨」と「計画規模降雨」)は、以下の表のとおりです。

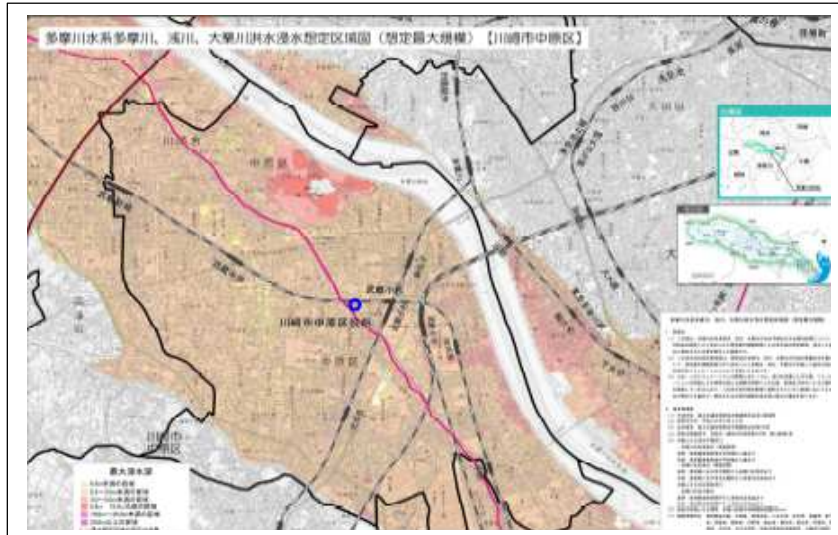
※ 多摩川と鶴見川の「想定最大規模降雨」と「計画規模降雨」の比較

区 分	多摩川		鶴見川	
	想定最大規模降雨	計画規模降雨	想定最大規模降雨	計画規模降雨
想定降雨	2日間総雨量 588mm	2日間総雨量 457mm	2日間総雨量 792mm	2日間総雨量 405mm

公表された情報(洪水リスク)には以下のものがあります。

- 浸水想定区域(最大規模降雨、計画規模降雨)
- 想定される浸水深
- 浸水継続時間(浸水深が0.5m(床上浸水相当)に達してから、その浸水深を下回るまでの時間)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)

【参考】最大規模降雨による洪水浸水想定区域の例（多摩川）



（３）洪水浸水想定区域の確認方法

浸水想定区域は、「ガイドマップかわさき」で確認することができます。

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?mp=131&bt=0>

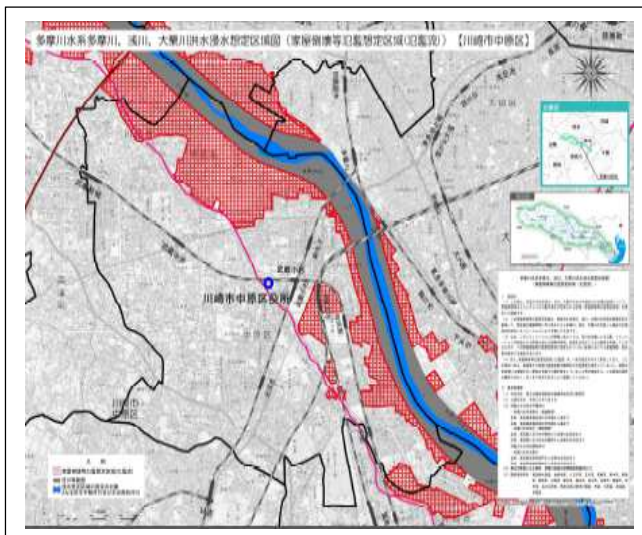
（４）洪水時の家屋倒壊等氾濫想定区域とは

堤防沿いの地域等、家屋の倒壊・流失をもたらすような、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

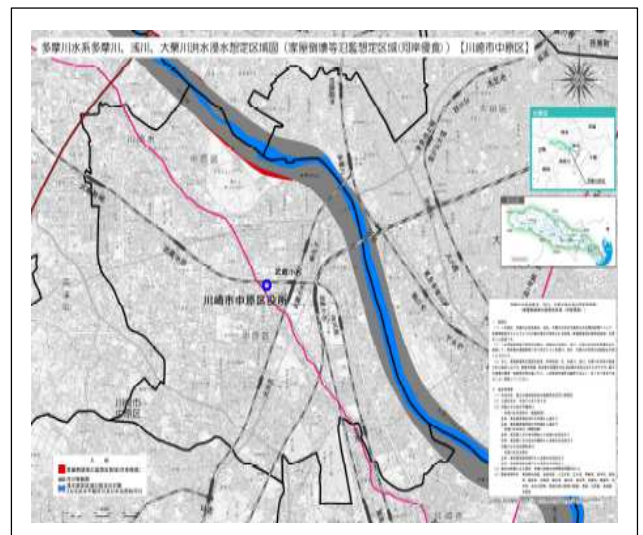
浸水想定区域内で、氾濫流内で木造家屋にお住まいの場合又は河岸浸食内は、洪水時に避難情報に従って安全な場所に確実に立ち退く必要があります。

【参考】洪水時の家屋倒壊等氾濫想定区域の例（多摩川）

＜氾濫流＞



＜河岸侵食＞



2 高潮について

高潮や浸水想定区域がどのようなものか知っておきましょう。

(1) 高潮とは

高潮は、台風や発達した温帯低気圧に伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられ（気圧が1ヘクトパスカル低くなると、海面は約1センチメートル上昇します）、強風により海水が海岸に吹き寄せられることで海面が異常に上昇し、海水が海岸堤防等を超えると一気に浸水します。（高潮は、基本的に台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時に想定されます。）

(2) 高潮浸水想定区域とは

ア 平成27年(2015年)の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、高潮による浸水想定区域を公表する制度及び海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度が創設されました。

この水防法の規定に基づき、神奈川県は、平成31年4月に「高潮浸水想定区域」の指定を実施しましたが、令和元年(2019年)房総半島台風(台風第15号)により高潮被害が発生したこと等を踏まえ、国により「高潮浸水想定区域図作成の手引き」が改定されたことから、神奈川県は国の手引きに準拠し、高潮浸水想定区域等を見直し、令和6年2月に「高潮浸水想定区域図」を改めて作成し、公表しました。

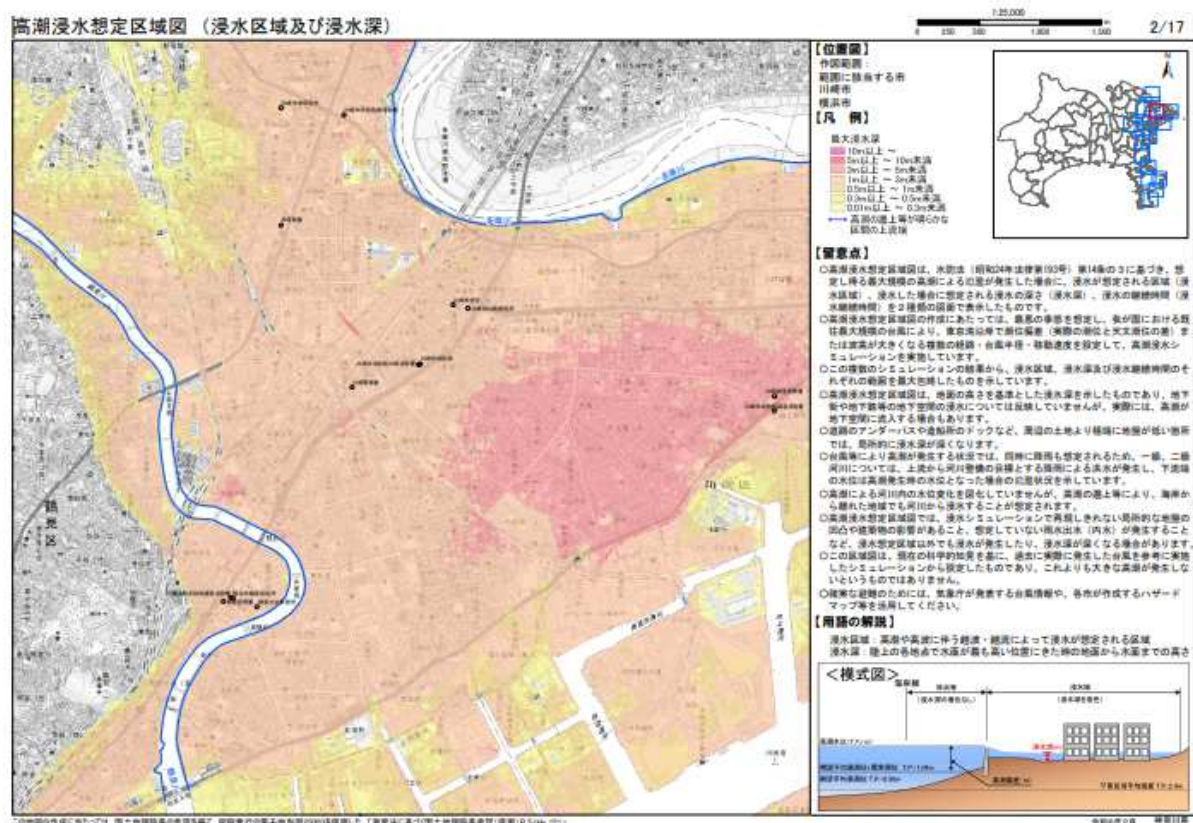
イ 想定される高潮の基本的な設定条件は次の通りです。

- 中心気圧は室戸台風(910hPa)を想定
- 台風の経路・速度及び半径の条件を増やして検討し、より影響の大きい台風を選定
- 高潮と同時に河川での洪水を考慮（計画規模の降雨による洪水）
- 最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む（決壊しない場合も含めて検討）
- 排水施設（ポンプ場）が浸水した場合、排水機能の停止を考慮

ウ 公表された情報（高潮リスク）には次のものがあります。

- 浸水想定区域
- 想定される浸水深
- 浸水継続時間（浸水深が0.5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、越波）

【参考】高潮浸水想定区域の例



(3) 高潮浸水想定区域の確認方法

浸水想定区域は、「ガイドマップかわさき」（今後実装予定）、「川崎市高潮ハザードマップについて」及び神奈川県の「（東京湾沿岸）高潮浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図」で確認することができます。

●ガイドマップかわさき

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116702.html>

●川崎市高潮ハザードマップ

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116702.html>

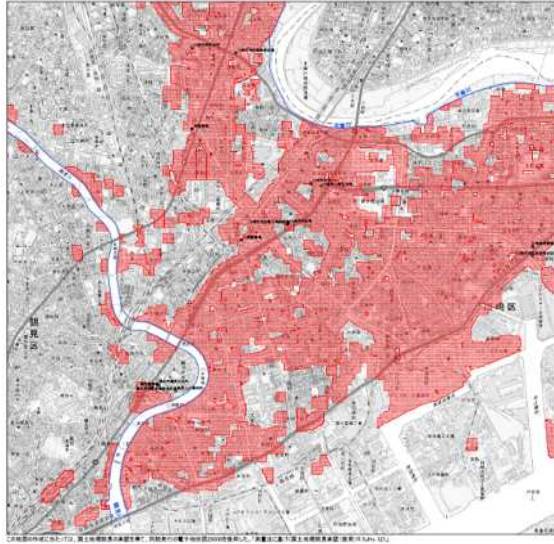
●神奈川県(東京湾沿岸)高潮浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/takashio/kuikizu.html>

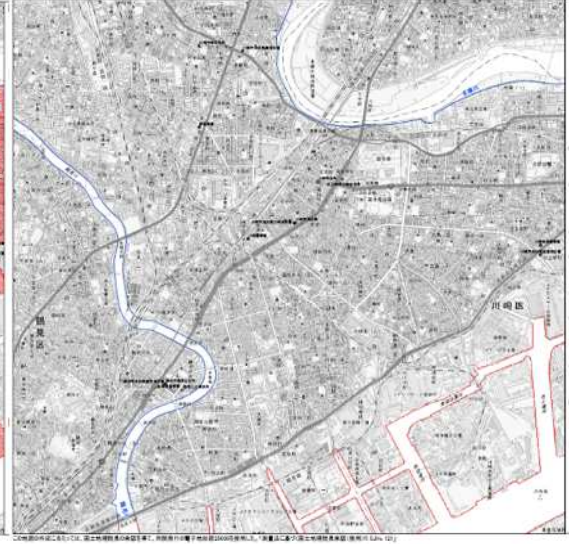
(4) 高潮時の家屋倒壊等氾濫想定区域とは

浸水想定区域内で、氾濫流内又は越波内で木造家屋にお住まいの場合は、高潮時に避難情報に従って安全な場所に確実に立ち退く必要があります。

家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）



家屋倒壊等氾濫想定区域図（越波）



3 災害時要配慮者利用施設の範囲について

災害時要配慮者利用施設に該当するかを確認しておきましょう。

水防法第15条第1項第4号ロに定める「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」は、主に以下の表にかかげる施設を指します。

① 社会福祉施設	高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 等
	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設 等
	児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センター、母子生活支援施設、一時保護所、児童館 等
②学 校		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 等
③医療施設等		病院、診療所、助産所（すべて有床に限る）

4 防災気象情報について

洪水への注意や警戒を呼びかける防災気象情報の種類と意味をしっかりと理解しておきましょう。

(1) 防災気象情報

気象庁は、台風や大雨などによって災害への心構えを高める必要があるときには「早期注意情報（警報級の可能性）」を、災害が起こるおそれのあるときは「大雨注意報」「洪水注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「大雨警報」「洪水警報」を、また、警報基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに「大雨特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

種類	注意喚起・警告内容
警戒レベル1 早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されるときには、その可能性を「高」、「中」の2段階で発表されます。 対象は、大雨、大雪、暴風(雪)、波浪、高潮の5種類です。
警戒レベル2 大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨警報が発表されます。 対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。大雨警報は、対象となる災害が「浸水害」または「土砂災害」と表示されます。
警戒レベル3相当情報 大雨警報(浸水害)	
警戒レベル2 洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水することにより、災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水警報が発表されます。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。
警戒レベル3相当情報 洪水警報	
警戒レベル2相当情報 氾濫注意情報	次項の(2)洪水予報を参照
警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報	
警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報	
警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報	
警戒レベル4相当以上の情報 記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している状況で、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量(神奈川県では1時間に100ミリ以上の雨量)であることを知らせるために、発表されるものです。 土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨量であることを意味しています。

警戒レベル5相当情報 大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続されます。
----------------------	---

(2) 洪水予報

ア 国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行っています。多摩川及び鶴見川はいずれも、洪水予報の対象となる河川として指定されています。

洪水予報	発表基準	市町村・住民・要配慮者に求められる行動
警戒レベル2相当情報 多摩川 鶴見川 } 氾濫注意情報	所定の水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（水防団の出動の目安の水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。	氾濫の発生に対する注意を求める段階です。
警戒レベル3相当情報 多摩川 鶴見川 } 氾濫警戒情報	所定の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（市町村長の高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起の水位）に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合に発表されます。	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階です。 市は、状況に応じて高齢者等避難（警戒レベル3）を発令します。 <u>移動に時間を要する又は家族へ引渡しを行う災害時要配慮者は避難又は引渡しを開始してください。</u>
警戒レベル4相当情報 多摩川 鶴見川 } 氾濫危険情報	所定の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（市町村長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位）に到達した場合に発表されます。	いつ氾濫してもおかしくない状態です。 市は、避難指示（警戒レベル4）を発令します。 <u>危険な場所から全員避難してください。</u>
警戒レベル5相当情報 多摩川 鶴見川 } 氾濫発生情報	多摩川又は鶴見川で氾濫が発生した場合に発表されます。	市は、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令します。※ <u>命を守るために最善の行動をお願いします。</u>

※緊急安全確保は、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではありません。

＜川崎市域に係る水位観測所＞

河川	水位観測所	川崎区	幸区	中原区	高津区	多摩区
多摩川	石原観測所	—	—	—	○	○
	田園調布(上)観測所	○	○	○	○	○
鶴見川	綱島観測所	○	○	—	—	—

イ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（警戒レベル2相当～5相当情報）

多摩川、鶴見川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（左右200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示しており、危険な場所を確認することができます。

●洪水の危険度分布が黄色（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）

⇒田園調布(上)水位観測所や石原水位観測所で氾濫注意水位（レベル2水位）を超過したとき、受け持ち区域全体が黄に着色される。

●洪水の危険度分布が赤（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）

⇒当該箇所では推定される水位が、避難判断水位（レベル3水位）の超過に相当する水位となったとき赤に着色される。

●洪水の危険度分布が紫（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）

⇒当該箇所では推定される水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）の超過に相当する水位となったとき紫に着色される。

●洪水の危険度分布が黒（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）

⇒当該箇所では推定される水位が、堤防等の高さを超え、氾濫している可能性があるとき黒に着色される。

情報入手方法

・国土交通省「川の防災情報」（水害リスクライン）

<https://frr.river.go.jp/>

（3）水位周知

流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川は、水位周知河川と呼ばれており、避難やその準備のための目安となる水位が発表されます。本市では、多摩川水系では三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川、鶴見川水系では鶴見川の一部（麻生区）、真光寺川、麻生川、矢上川、有馬川が該当します。（P. 61 参考3＞2 水位周知河川の水位観測所・水位」参照）

水位情報には、①水防団待機水位（レベル1水位）、②氾濫注意水位（レベル2水位）、③避難判断水位（レベル3水位）、④氾濫危険水位（レベル4水位）、⑤氾濫の発生がありますが、それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫危険水位（レベル4水位）以外は必ずしも発表されるものではないことに注意してください。

高潮への注意や警戒を呼びかける防災気象情報の種類と意味をしっかりと理解しておきましょう。

気象庁は、台風や発達した温帯低気圧などによって高潮による災害への心構えを高める必要があるときは「早期注意情報（警報級の可能性）」を、高潮による災害が起こるおそれのあるときは「高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）」を、また、重大な災害が発生するおそれが予想されるときは「高潮警報」を、警報基準をはるかに超える高潮が予想され、発生するおそれが著しく大きいときに「高潮特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

種類	注意喚起・警告内容
警戒レベル1 早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されるときには、その可能性を「高」、「中」の2段階で発表されます。 対象は、大雨、大雪、暴風(雪)、波浪、高潮の5種類です。
警戒レベル2 高潮注意報 ※1	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により、災害が起こるおそれがあるときには高潮注意報が発表される。
警戒レベル3相当 高潮注意報 ※2	潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する6～24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表される。
警戒レベル4相当 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには高潮警報が、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には洪水特別警報が、それぞれ暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が警戒基準に達すると予想される3～6時間前に、予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。
警戒レベル4相当 高潮特別警報	
警戒レベル5相当 高潮氾濫発生情報	高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報「高潮」）に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示す。氾濫が発生した際に発表される場合もある。

※1 高潮警報に切り替える可能性に言及していない注意報

※2 高潮警報に切り替える可能性に言及している注意報

5 市が発令する避難に関する情報について

避難に関する情報の意味をしっかりと理解しておきましょう。

市が発令する避難に関する情報としては、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保があります。

(1) 避難に関する情報の意味

それぞれの情報が発令される状況や情報により住民等に求める行動は次のとおりです。

区 分	発令時の状況	避難が必要な住民等に求める行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	要配慮者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階又は避難行動に時間を要しないが家族への引渡しを行う者は引渡しを開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況です。	○立ち退き避難を行う災害時要配慮者は、避難行動を開始してください。 ○自宅、施設などで屋内安全確保が可能で家族への引渡しは行わないが上階への避難に長時間を要する災害時要配慮者は、上階への避難行動を開始してください。 ○施設などで屋内安全確保が可能だが家族への引渡しを行う災害時要配慮者は、引渡しを開始してください。 ○災害時要配慮者以外の住民は、家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出品の用意等の避難準備を開始してください。
(警戒レベル4) 避難指示	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況です。	○災害時要配慮者で家族への引き渡しがなく、自宅、施設などで安全確保が短時間にできる場合は、屋内の安全な場所へ避難※を開始してください。 ○災害時要配慮者以外の住民は、近くの避難場所等の安全な場所への立ち退き避難を行ってください。自宅などで屋内安全確保が可能な場合は、屋内の安全な場所への避難※も可能です。

(警戒レベル5) 緊急安全確保	災害が発生又は切迫しているため立退き避難がかえって危険である段階であり、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況です。	○避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了してください。 ○避難していない住民は、自宅などよりも相対的に安全だと自ら判断する場合には近傍の高く堅牢な建物へ直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に時間的余裕がない場合は、自宅などの最上階に避難するなど、身の安全を可能な限り確保するための行動を完了してください。
----------------------------	---	--

※屋内の安全な場所への避難については、施設等の浸水継続時間などを考慮して、飲料水、食料、薬、トイレ対策などの備蓄が必要となります。

(2) 避難に関する情報の発令基準

川崎市では次の発令基準に基づき、洪水及び高潮に関する避難指示等を発令することとしています。

ア 洪水の場合

●国直轄河川の場合

(多摩川、川崎区・幸区の鶴見川、幸区の矢上川)

区 分	基 準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	① 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫危険水位を超えることが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合 ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
(警戒レベル4) 避難指示	① 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合、水位予測に基づき急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合又は氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合 ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） ③ 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ④ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
(警戒レベル5) 緊急安全確保	① 氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 決壊や越水・溢水の発生若しくは氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が発表された場合

●県・市管理河川の場合

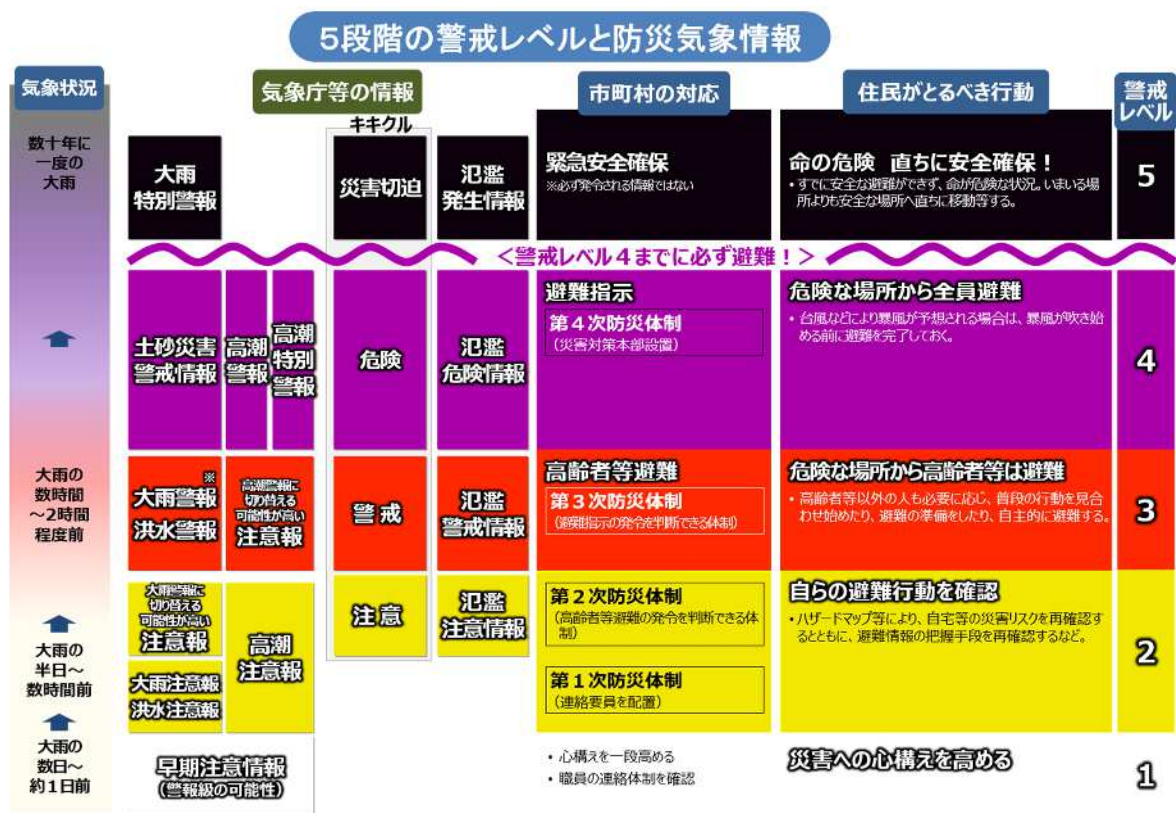
(麻生区の鶴見川、中原区・高津区・宮前区の矢上川、有馬川、麻生川、真光寺川、三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川)

区 分	基 準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	① 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫するおそれがある場合。 ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
(警戒レベル4) 避難指示	① 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合、又は到達する前であっても、急激な水位上昇により氾濫するおそれがある場合 ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） ③ 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
(警戒レベル5) 緊急安全確保	① 氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部のため発令対象区域を限定する） ③ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ④ 決壊や越水・溢水が発生した場合

イ 高潮の場合

区 分	基 準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合
(警戒レベル4) 避難指示	①高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨言及される場合など）
(警戒レベル5) 緊急安全確保	①水門、陸こう等の異常が確認された場合 ②海岸堤防等が倒壊した場合 ③異常な越波・越流が発生した場合 ④高潮氾濫の発生を確認した場合、若しくは高潮氾濫発生情報が発表された場合

添付資料について



※ 夜間～翌日早朝に大雨警戒(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

6 防災気象情報や避難に関する情報の収集について

防災気象情報や避難に関する情報の収集手段を確認しておきましょう。

川崎市では、防災気象情報や避難に関する情報を様々な方法でお伝えしています。

皆様には次の様々な方法で情報を収集していただくことが可能ですので、各施設の環境に応じて、情報収集手段をあらかじめ確認しておきましょう。

(1) メールで収集する

ア メールニュースかわさき「防災気象情報」

○登録いただいたメールアドレスに川崎市から市内の災害、気象等の情報をメールでお知らせします。

○配信を希望される方は下記サイトにアクセスし「空メールを送信する」から空メールを送信してください。

○登録項目について、市から配信する避難情報発令等の重要な情報を受信するために、「緊急情報」は必ず受信する設定にしてください。

<https://plus.sugumail.com/usr/kawasaki/home>



PC・スマートフォン用

【利用上の注意】

○情報配信料は無料ですが、通信費は、利用者負担となります。

○ドメイン指定受信等の迷惑メール対策を設定している場合、サービスを利用できない場合がありますので、あらかじめ、kawasaki@sg-p.jp のアドレスからのメールを受信できるように設定の確認をお願いします。

○URL リンク付メールの受信拒否を設定している場合には、登録ができませんので設定を解除してください。

イ 緊急速報メール

携帯電話やスマートフォンを使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。

川崎市では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報を迅速かつ一斉に配信します。

なお、登録や受信料は不要です。ただし、スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、御確認ください。

(2) F A Xで収集する

川崎市では、洪水時は洪水浸水想定区域内、高潮時は高潮浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設など）へF A Xで、高齢者等避

難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報をお知らせします。

※FAXが届きやすいように、切り替えの時間を40秒以下に設定することを推奨しています

(3) インターネットで収集する

ア 川崎市 HP (ホームページ) (<https://www.city.kawasaki.jp>)

緊急時には市 HP トップページに緊急情報を表示します。

イ 川崎市防災ポータルサイト

市内の災害に関する緊急情報、避難情報、避難所の開設などを掲載するほか、平常時にも役立つ情報を掲載しています。

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

(4) テレビやラジオで収集する

ア 地上デジタル放送・ケーブルテレビ

テレビ神奈川(3ch)や、YOUテレビ、iTSCOM、J:COMのデータ放送を利用して、川崎市の防災気象情報を配信します。

イ かわさきFM(79.1MHz)

川崎市からの緊急情報や安否情報、ライフライン等の生活情報を放送します。

(5) 防災行政無線や電話で収集する

ア 防災行政無線とは、避難所、広域避難場所、急傾斜地、主要ターミナ駅、海岸地域などにあるスピーカーから、市民の皆様に避難情報や防災情報を知らせるものです。

緊急性の高い情報は、状況によりサイレンを鳴らしてお知らせすることがあります。サイレンが鳴った場合には、テレビやラジオ、防災テレホンサービス、HP等で正しい情報を入手してください。

イ 防災テレホンサービス

防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。(通常時は「防災一口メモ」が流れます。)

【県内の一般加入電話、公衆電話、一部のIP電話から】

0120-910-174 (通話料無料)

【携帯電話、PHS、県外の一般加入電話・公衆電話から】

044-245-8870 (通常の通話料がかかります。)

(6) 気象庁 HP の「あなたの街の防災情報」から確認することができます。

「あなたの街の防災情報」で「神奈川県」、「川崎市」を選択して、川崎市の大雨・洪水・高潮などの警報・注意報の発表洪水時などを確認してください。なお、「あなたの街の防砂情報使い方説明書」も確認して有効に活用してください。

☑チェックポイント

施設の環境を考慮して、情報収集の手段を決めておきましょう！

- ☐ メールニュースかわさき
- ☐ 緊急速報メール
- ☐ F A X
- ☐ 川崎市 HP
- ☐ 川崎市防災情報ポータルサイト
- ☐ 地上デジタル放送・ケーブルテレビ
- ☐ かわさき FM
- ☐ 防災行政無線
- ☐ 防災テレホンサービス
- ☐ 気象庁 HP

7 施設の洪水及び高潮の危険性の確認について

施設の洪水及び高潮の危険性を知るため、施設の敷地における浸水想定を確認しておきましょう。

洪水及び高潮の浸水想定区域内にある施設管理者等は、敷地（建物と庭等）における想定浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水：氾濫流、河岸侵食、高潮：氾濫流、越波）内か等を確認してください。

浸水想定区域及び想定浸水深等は、洪水ハザードマップ及び高潮ハザードマップで確認することができ、市 HP にも掲載しています。

また、「ガイドマップかわさき」の「防災マップ」から施設の住所を入力することにより、簡単に検索することができます。（高潮は今後実装予定）

【ガイドマップかわさき URL】

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?mp=131&bt=0>

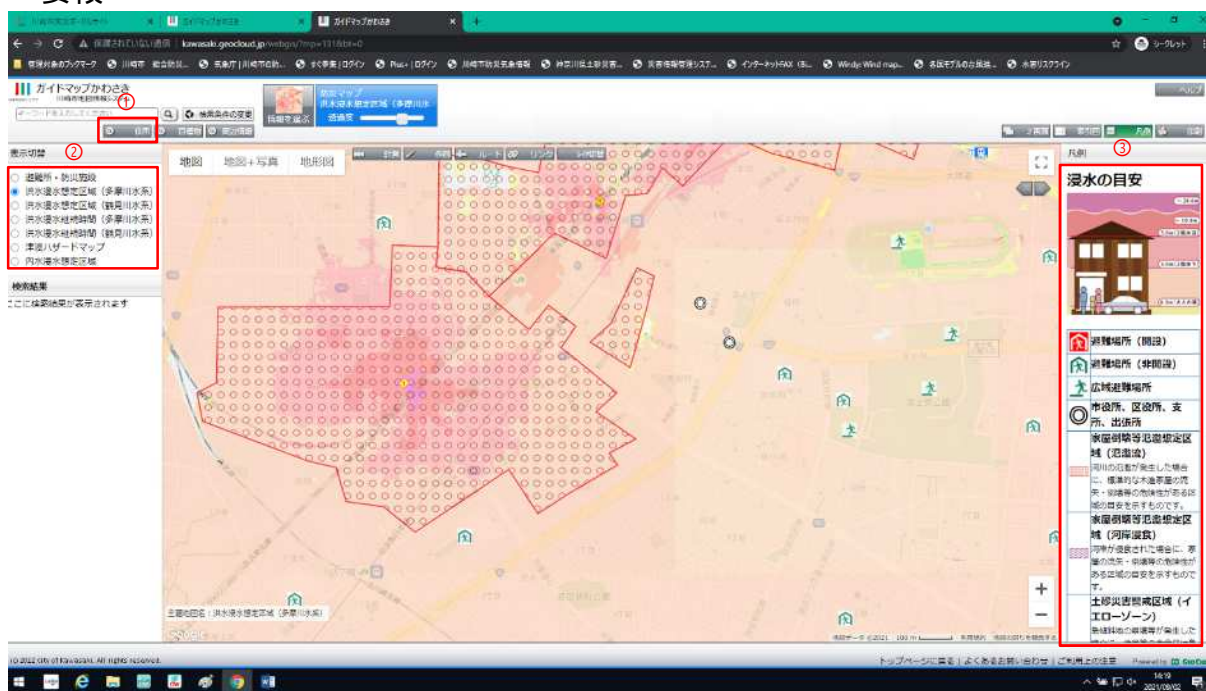
【川崎市高潮ハザードマップについて URL】

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000116702.html>

【神奈川県（東京湾沿岸）高潮浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図 URL】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/takashio/kuikizu.html>

●ガイドマップかわさきによる洪水及び高潮（高潮は今後実装予定）リスクの確認要領



- ① 「住所」をクリックし、閲覧したい住所を区名から順にクリックしてください。最後まで入力すると該当の場所に移動します。正確な住所がわからない場合には町名及び数字の右にある「地図」をクリックすると大まかな場所を示すので活用してください。
- ② 「表示切替」の下部にある洪水の場合は洪水浸水想定区域や洪水浸水継続に、高潮の場合は高潮浸水想定区域や高潮浸水継続にチェックを入れると、任意の情報を得ることができます。
- ③ 情報の見方は右側の凡例に説明があるので、これを参考にしながら対象施設の想定浸水深、浸水継続時間、洪水時の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵

食)、高潮時の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、越波)内かを確認してください。

ただし、洪水時におけるハザードマップや「ガイドマップかわさき」は多摩川水系、鶴見川水系としての洪水リスクを表していますので、**多摩川水系と鶴見川水系の洪水リスク内の施設で近傍に他の河川がある場合は神奈川県 HP の「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」で近傍の河川の洪水リスクを確認して洪水リスクがある場合は記述してください。**

該当する区で確認が必要と思われる河川は次のとおりです。

幸区では、鶴見川水系のほかに矢上川(国管理区間と県管理区間の両方)です。

中原区では、多摩川水系のほかに二ヶ領本川(用水)です。

高津区では、多摩川水系のほかに二ヶ領本川と平瀬川及び鶴見川水系(矢上川)のほかに有馬川です。

多摩区では、多摩川水系のほかに三沢川、二ヶ領本川、五反田川(栄橋水位観測所付近)です。

麻生区では、鶴見川水系のほか真光寺川(矢崎橋水位観測所付近)、麻生川(天神橋水位観測所から鶴見川合流地点まで)です。

〇〇水系とは、〇〇川(本川)に集まるすべての川をまとめて「〇〇水系」と呼称しています。

8 施設に応じた避難行動の確認について

施設利用者の避難誘導等にあたり、施設の運営の状況、立地、構造等に応じて、避難行動をあらかじめ確認しておきましょう。

避難行動の考え方は、次のように国から示されている考え方に基づいたものです。

避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府（防災担当））

2.3 避難行動の分類＜抜粋＞

災害対策基本法改正後、避難情報の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。

ア 「指定緊急避難場所」、「親戚・知人宅等」への立ち退き避難

イ 「安全な自宅・施設等」に留まる（待避）又は上階への移動（垂直避難）による屋内安全確保

ウ 「安全とは限らない自宅・施設の少しでも浸水しにくい高い場所」への移動又は近隣の相対的に高く堅牢な建物などへの移動による緊急安全確保

2.4 災害種別毎の避難行動の特徴＜抜粋＞

○立ち退き避難が必要な災害の事象

2.4.1 洪水等（洪水、内水氾濫）

ア 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

イ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）

ウ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

2.4.3 高潮

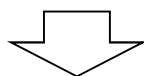
ア 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合

イ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶ恐れがある場合（住宅地下室、地下街、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）

ウ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

○屋内安全確保（待避、垂直避難）が可能なケース（洪水等と高潮共通）

ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保することも可能である。



（1）避難行動の考え方

洪水及び高潮から身を守るためには、命の危険を脅かされる可能性がない場所に避難することと、洪水及び高潮が発生するまでに避難を完了することが避難行動の原則です。

屋内で安全に避難できる場合は屋内安全確保を検討してください。

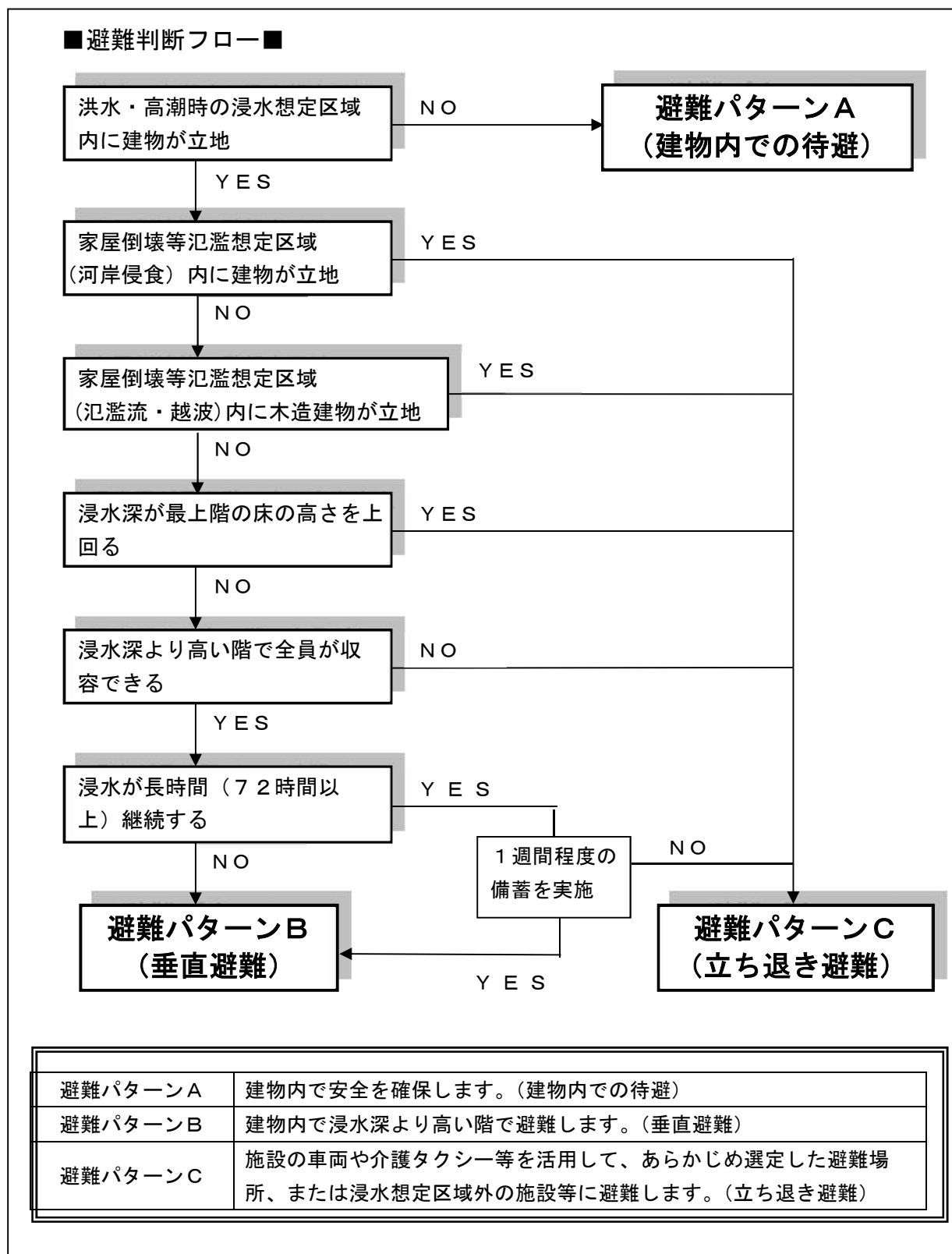
次のように立ち退き避難、屋内安全確保が困難である場合には、緊急安全確保を検討してください。

- 実際に立ち退き避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合

- 施設利用者が寝たきりなど避難行動のリードタイムが確保できない場合

(2) 施設に必要な、適切な避難行動の確認

施設のそれぞれの状況に応じて、適切な避難行動は異なることから、次のフローを参考にして確認してください。



(3) 立ち退き避難における避難先の選定

避難先は、あらかじめ、関連する施設や川崎市が開設する避難場所等から選定してください。(避難先までの避難経路が冠水する場合もありますので、避難先は2箇所以上選定してください。)

なお、実際の避難場所の開設状況については、川崎市防災ポータルサイト、メールニュースかわさき、などでお知らせしますので確認してください。

☒チェックポイント

避難先を2箇所以上選定しておきましょう！

① ()

② ()

(4) 避難に要する時間の確認

(2) で確認した「必要な、適切な避難行動(避難パターン)」、(3) で確認した「避難先」を基に、施設の職員体制、施設利用者の人数、移送手段の確保などを考慮して、避難先への避難に要する時間を確認してください。

☒チェックポイント

避難に要する時間を確認しましょう！

☐ (時間 分)

9 洪水時・高潮時の避難確保計画の作成及び訓練の実施について

迅速・確実な避難行動がとれるよう、避難確保計画を作成し、訓練を実施することで『いつ、誰が、何を行うのか』を周知しておきましょう。

川崎市地域防災計画に掲載した施設管理者等は、当該施設の利用者の洪水時・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、これまで確認してきた、「防災気象情報及び避難に関する情報の収集」、「施設の浸水の危険性」、「施設に応じた避難行動」の情報を基に、『いつ、誰が、何を行うのか』を明確にしながら、避難確保計画を作成してください。

(1) 避難確保計画作成の流れ

市では施設管理者等が避難確保計画を作成していただくために、本「洪水・高潮の作成のてびき」とあわせて、「洪水・高潮のひな形」、「高潮のひな形」を作成しました。

次の(2) 避難確保計画の構成と、「洪水・高潮のひな形」、「高潮のひな形」に掲げられている各事項は概ね対応しており、施設管理者等は、(2) 避難確保計画の構成に沿って、「洪水・高潮のひな形」、「高潮のひな形」から避難確保計画を作成することができます。なお、「洪水・高潮のひな形」、「高潮のひな形」の記載内容は各施設の状況に応じ適宜変更してください。

既に、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、「洪水・高潮のひな形」等を参考にして、既存の計画に「洪水時・高潮時の避難確保計画」の内容を追加することでも作成したことになります。

「洪水・高潮の作成のてびき」、「洪水・高潮のひな形」、「高潮のひな形」及び「報告書」の様式は、市 HP において「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について」で検索して入手してください。

(2) 避難確保計画の構成

避難確保計画では次の事項を定めることとなります。(水防法施行規則第 16 条関連)

- ア 洪水時・高潮時の防災体制に関する事項
- イ 施設利用者の洪水時・高潮時の避難の誘導に関する事項
- ウ 洪水時・高潮時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 洪水時・高潮時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項
 - (ア) 水防管理者(川崎市) その他関係機関との連絡調整、自衛水防組織が行う業務に関する活動要領
 - (イ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - (ウ) その他必要な事項
- カ 前各号のほか、洪水時・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(3) 避難確保計画の保管場所

避難確保計画は、洪水・高潮が発生するおそれがある場合にはすぐに取り出せるような場所に保管しておきましょう。施設管理者等及び施設職員はその保管場所を周知しましょう。

(4) 訓練の実施・報告

避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。施設管理者等及び施設職員は、洪水・高潮に関する研修や防災訓練を積極的に行うことで、避難確保計画の内容を周知しましょう。

研修や訓練には、避難確保計画のほか、川崎市が発行している防災啓発冊子「備える。かわさき」などが活用できます。(市 HP にも掲載しています。)

避難訓練等については、ボランティア団体や NPO 等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。

水防法により、浸水想定区域内の施設管理者等は避難確保計画に基づく訓練を実施すること、及び訓練実施後に市長に対して訓練結果を報告することが義務化されております。(水防法第 15 条の 3 第 5 項)

報告については、市 HP で「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」で検索して行ってください。

避難訓練等を年 1 回以上実施し、実施後は概ね 1 ヶ月以内に報告をしてください。(訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告してください。)

(5) 日ごろの備え

ア 浸水想定区域図等を参考に、施設の浸水状況、周囲の状況等を確認してください。

イ 区役所・消防署等の連絡先や緊急連絡網等は事前に確認してください。

ウ 避難をする際の役割分担をあらかじめ決めておいてください。

エ 施設職員等への研修や訓練などを定期的に行ってください。

オ 速やかな避難が行われるように、訓練で見つかった課題をもとに、避難確保計画を見直しておいてください。

10 川崎市への報告について

避難確保計画を作成されましたら、市への報告をお願いします。

水防法により、施設管理者等は、避難確保計画を作成し、または自衛水防組織を置いたときは、以下のとおり市長へ報告することが定められております。

- (1) 避難確保計画を作成したときは、遅滞なくこれを市長に報告してください。
また、下記の内容について当該計画を変更したときも、同様です。(水防法第15条の3第2項関連)

- ① 施設名の変更
- ② 施設の住所の変更
- ③ 施設の連絡先（電話番号、FAX 番号）の変更
- ④ 避難する時期の変更
- ⑤ 避難場所の変更

- (2) 自衛水防組織を置いた場合は、その組織及び構成員、統括責任者の氏名及び連絡先、洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を遅滞なく市長に報告してください。(水防法第15条の3第8項及び水防法施行規則第17条関連)

上記(1)の避難確保計画を作成又は変更したときの報告は、別紙1の報告書とともに計画書を、(2)の自衛水防組織を設置した場合の報告は、別紙2の報告書も添付して、それぞれ危機管理本部危機対策部へ提出してください。(危機管理本部危機対策部の提出先は、最後に記載しております、問い合わせ先と同じです。)

別紙1及び別紙2の報告書の様式は、市HPにおいて「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について」で検索して入手してください。

- (3) 訓練実施結果報告については、市HPで「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」で検索して行ってください。年度ごとに専用フォームでの入力となります。

1 1 洪水及び高潮から身を守るためのポイントについて

改めて重要なポイントを確認しましょう。

洪水及び高潮から施設利用者等の人命を守るためには、次の4点が重要になります。

- ① 洪水及び高潮の危険性がある場所を十分に把握しておきましょう。
- ② 大雨や大型台風等が予想される場合、施設管理者等及び施設職員は、メールニュースかわさきや各種メディア等により、防災気象情報や避難に関する情報の収集に努め、情報は施設管理者等及び施設職員で共有しましょう。
- ③ 立ち退き避難を行う施設管理者等は、高齢者等避難（警戒レベル3）等が発令又は氾濫警戒情報や高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されている）等（警戒レベル3相当情報）が発表された場合、あらかじめ定めた避難手順に従って、速やかに避難を開始しましょう。
ただし、立ち退き避難することを定めている施設であっても、実際に避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合には、次善の策として、建物の中で、2階以上の部屋等、より安全な場所に避難しましょう。（緊急安全確保）
- ④ 高齢者等避難等が発令されなくとも、浸水のおそれが確認された場合は、すみやかに自主避難を開始しましょう。
※「空振り覚悟で早めの避難」、「自らの命は自らが守る」を心がけましょう。

1 2 避難確保計画に定めるべき事項について

以下の解説と「洪水のひな形」、「洪水・高潮のひな形」、「高潮のひな形」を参考に施設の実情に応じた、避難確保計画を速やかに作成しましょう。

(1) 計画の目的

《記載例》

1 計画の目的

(1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇（施設名）」の利用者の洪水時及び高潮時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

(2) 計画の修正

必要に応じて、計画の見直し・修正を行う。

《解説及び留意事項》

<対象施設>

本12項「避難確保計画に定めるべき事項について」の対象とする施設は、水防法第15条第1項第4号ロに定める「社会福祉施設、学校、医療施設等」の主として高齢者や障害児・者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設です。

<報告事項>

水防法第15条の3第2項では、施設管理者等は、計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告することとなっております。

<計画の作成者>

災害時要配慮者利用施設の所有者と管理者が異なる場合、原則として、災害時に施設利用者の避難誘導等を行う所有者又は管理者が避難確保計画等を作成してください。

<洪水・高潮のてびき、洪水のひな形、洪水・高潮のひな形、高潮のひな形及び報告書の様式>

「洪水・高潮のてびき」、「洪水のひな形」、「洪水・高潮のひな形」、「高潮のひな形」及び「報告書」の様式は、市HPにおいて「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について」で検索して入手してください。

(2) 計画の適用範囲

《記載例》

2 計画の適用範囲

(1) この計画は、「〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用する。

(2) 施設の状況

延べ床面積 ※ 1			人 数				構 造 ※ 2
			平日		休日		
			利用者	施設職員	利用者	施設職員	
地上 1 階	m ²	m ²	昼間 約 名	昼間 約 名	昼間 約 名	昼間 約 名	鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 木造、プレハブ、軽量鉄骨 その他() ○階建ての○～○階使用 ※ 3
地上 2 階	m ²						
地上 3 階	m ²		夜間 約 名	夜間 約 名	夜間 約 名	夜間 約 名	
地上 4 階	m ²						

※1 使用している階及び合計の延べ床面積を記入してください。

※2 施設の構造で該当するものを囲ってください。その他の場合は()内に構造を記入してください。

※3 入居者は〇～〇階を使用している。

《解説及び留意事項》

○施設の利用者や施設職員等を把握し、施設の規模や利用者等に応じた計画を作成してください。

○利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、状況に応じた計画にする必要があります。また、施設職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

○入居者とは、施設で宿泊や生活されている人です。

(3) 施設の洪水及び高潮リスクの確認

《記載例》

3 施設「〇〇（施設名）」の洪水及び高潮リスクの確認

(1) 洪水リスクは次の様に見積られている。

対象河川	多摩川	鶴見川	〇〇川
洪水リスク			
想定浸水深	0.5～3.0m未満	0.5m未満	
浸水継続時間	24時間未満	なし	
家屋倒壊等氾濫流区域内	入っている	入っていない	
家屋倒壊等河岸侵食区域内	入っていない	入っていない	

(2) 高潮リスクは次の様に見積られている。

区 分	高潮リスク
想定浸水深	〇～〇m 未満
浸水継続時間	〇〇未満
家屋倒壊等氾濫流区域内	入っている
家屋倒壊等越波区域内	入っていない

《解説及び留意事項》

○神奈川県洪水浸水想定区域図、川崎市の洪水及び高潮ハザードマップやガイドマップかわさきの防災マップ、神奈川県の（東京湾沿岸）高潮浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図等から施設の洪水及び高潮リスクを確認してください。

ただし、洪水ハザードマップや「ガイドマップかわさき」（洪水の場合）は多摩川水系、鶴見川水系としての洪水リスクを表していますので、**多摩川水系と鶴見川水系の洪水リスク内の施設で近傍に他の河川がある場合は神奈川県 HP の「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」で近傍の河川の洪水リスクを確認して洪水リスクがある場合は記述してください。**

該当する区で確認が必要と思われる河川は次のとおりです。

幸区では、鶴見川水系のほかに矢上川です。

中原区では、多摩川水系のほかに二ヶ領本川（用水）です。

高津区では、多摩川水系のほかに二ヶ領本川と平瀬川及び鶴見川水系（矢上川）のほかに有馬川です。

多摩区では、多摩川水系のほかに三沢川、二ヶ領本川、山下川、五反田川（栄橋水位観測所付近から下流）です。

麻生区では、鶴見川水系のほか真光寺川（矢崎橋水位観測所付近）、麻生川（天神橋水位観測所から鶴見川合流地点まで）です。

〇〇水系とは、〇〇川（本川）に集まるすべての川をまとめて「〇〇水系」と呼称しています。

○洪水リスクを確認して、防災体制、避難場所等を検討してください。

《解説及び留意事項》

○浸水深に応じて、避難する上階の目安は次のとおりです。

浸水深	0. 5m 未満	0. 5～3m 未満	3～5m 未満
避難する上階の目安	1 階以上	2 階以上	3 階以上

○建物が木造の場合で洪水時又は高潮時の家屋倒壊等氾濫流区域内に入っている場合には、家屋が倒壊するおそれがありますので、立ち退き避難をしてください。

○家屋倒壊等河岸浸食区域内に入っている場合は、鉄筋コンクリート造りでも家屋が流失するおそれがありますので、立ち退き避難をしてください。

(4) 防災体制

《記載例》

4 防災体制

(1) 次の目安により必要に応じて防災体制を確立する。

(早期の避難が必要な場合(例:立ち退き避難が必要な場合、屋内安全確保(垂直避難)が可能だが施設利用者をご家族に引渡す場合など))

体制区分	体制確立の判断時期	活 動 内 容	対応要員※
平 常 時		・避難確保計画、緊急連絡網等の更新	施設管理者等(代行者)
		・資機材・備蓄品の点検・整備	総括・情報班
		・防災教育・訓練の企画・実施	避難誘導班
注意体制	・大雨、台風、高潮等に関する防災気象情報発表 等 【警戒レベル1】	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
	・大雨、暴風、高潮に関する早期注意情報(警報級の可能性)発表	・通所型施設の事前休業の判断(検討)	
警戒体制	【警戒レベル2】 ・大雨洪水注意報発表 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)発表 【警戒レベル2相当情報】 ・〇〇川(△△水位観測所)氾濫注意情報発表 ・〇〇川氾濫注意水位情報の発表 等	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
		・洪水予報・高潮・避難に関する情報等の収集・伝達	総括・情報班
		・施設利用者家族への連絡	
		・使用する資器材の準備	総括・情報班 避難誘導班
非常体制	【警戒レベル3】 ・高齢者等避難の発令 【警戒レベル3相当情報】 ・大雨洪水警報発表 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)発表 ・〇〇川(△△水位観測所)氾濫警戒情報発表 ・〇〇川の避難判断水位情報の発表 ・危険の兆候を確認 等	・施設利用者への状況説明 ・施設利用者移動手段の確保 ・周辺住民等への事前協力依頼等	避難誘導班
		・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
		・通所型施設の臨時休業の判断	
		・避難の判断	
		・避難場所の開設状況の確認 ・避難を行う際の区役所等への連絡	総括・情報班
		・利用者の避難誘導 ・施設利用者の引渡し	避難誘導班

※上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

（避難に長時間かからない施設の場合（例：屋内安全確保（垂直避難）が可能で、施設利用者をご家族に引渡さない場合など））

体制区分	体制確立の判断時期	活 動 内 容	対応要員
平 常 時		・ 避難確保計画・緊急連絡網等の更新 ・ 資機材・備蓄品の点検・整備 ・ 防災教育・訓練の企画実施	施設管理者等（代行者）
			統括・情報班
			避難誘導班
注意体制	・ 大雨、台風、高潮等に関する防災気象情報発表 等 【警戒レベル１】 ・ 大雨、暴風、高潮に関する早期注意情報（警報級の可能性）発表 【警戒レベル２】 ・ 大雨洪水注意報発表 ・ 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）発表 【警戒レベル２相当情報】 ・ ○○川（△△水位観測所）氾濫注意情報発表 ・ ○○川氾濫注意水位情報発表等	・ 防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・ 防災気象情報等の情報収集・伝達	統括・情報班
警戒体制	【警戒レベル３】 ・ 高齢者等避難の発令 【警戒レベル３相当情報】 ・ 大雨洪水警報発表 ・ 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）発表 ・ ○○川（△△水位観測所）氾濫警戒情報発表 ・ ○○川避難判断水位情報発表等	・ 防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
		・ 洪水予報・高潮・避難に関する情報等の収集・伝達	統括・情報班
		・ 施設利用家族への連絡	統括・情報班 避難誘導班
		・ 使用する資器材の準備	
非常体制	【警戒レベル４】 ・ 避難指示の発令 【警戒レベル４相当情報】 ・ 高潮警報発表 ・ 高潮特別警報発表 ・ ○○川（△△水位観測所）氾濫危険情報発表 ・ ○○川氾濫危険水位情報発表 ・ 危険の兆候を確認 等	・ 防災体制・施設職員の参集判断 ・ 避難の判断	施設管理者等（代行者）
		・ 避難場所の開設状況の確認 ・ 避難を行う際の区役所等への連絡	統括・情報班
		・ 利用者の避難誘導	避難誘導班

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

《解説及び留意事項》

- 施設の立地や運営条件などにより、早期の避難が必要な場合（例：立ち退き避難や施設利用者の引渡しを行う場合）及び避難に長時間かからない場合（例：屋内安全確保（垂直避難）で施設利用者の引渡しを行わない場合）の2例を挙げています。条件に合うものを選択して計画を作成してください。

＜防災体制＞

- 洪水時・高潮時の体制区分、体制確立の判断時期、活動内容及び活動を実施する要員を検討・記載してください。

＜体制区分＞

- 体制は、施設利用者に応じた活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。

＜体制確立の判断時期＞

- 体制確立の判断時期は、河川氾濫や高潮の危険性、洪水到達時間、施設利用者の避難及びその準備に要する時間、施設利用者を引渡しする場合は引渡しに要する時間等を考慮して設定してください。
- 高齢者等避難や避難指示の発令が間に合わない場合なども想定して、体制確立の判断時期の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合でも、体制を確立するようにしてください。
- 複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、それぞれの河川の氾濫の危険性を考慮して検討してください。

＜活動内容＞

- 防災気象情報の収集から避難誘導までの洪水時・高潮時における主な活動内容及びその順序について検討してください。
- その際、児童等の引渡しを行う場合は、避難が屋内安全確保でも高齢者等避難の発令後から速やかに行えるように、また立ち退き避難の場合は立ち退き避難先で速やかに行えるように検討してください。また児童等の引渡しに必要な時間が確保できない恐れがある場合は、屋内安全確保の場合は引渡し開始時期を早める、立退き避難の場合は避難開始時期を早めることもご検討ください。
- 通所型施設の事前休業については、①早期注意情報（警報級の可能性）の「中」又は「高」が発表されている場合、②大型台風の来襲が予想される場合、③公共交通機関の運休が予定されている場合などで考えられます。
市等から事前休業についての考え方が示されている場合にはその考え方に則って御対応ください。

一例

- ・大型台風の来襲が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前休業とする。
- ・午前〇〇時の時点で、川崎市内に以下のいずれかが発表されている場合は、臨時休業とする。
 - ①暴風警報又は暴風特別警報、②大雨警報又は大雨特別警報、③洪水警報午前〇〇の時間は施設利用者が自宅などを出る時間前が考えられます。

＜対応要員＞

- 各活動を実施する要員を検討してください。
- 夜間や休日など、当該施設等の外にいる施設職員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、施設職員等の安全に配慮してください。

＜記載例＞

（２）班構成

班構成及び各班の要員は次のとおりとする。

班名	昼間	夜間
施設管理者等	施設管理者の職名又は氏名 (代行者：)	
統括・情報班	該当する職員の職名又は氏名	該当する職員の職名又は氏名
避難誘導班	該当する職員の職名又は氏名	該当する職員の職名又は氏名

注：班員が複数いる場合は班長を指名してください。

《解説及び留意事項》

＜班編成＞

○各職員がどの班を担うのか明確にしてください。

○施設管理者等に関しては、不在の場合の代行者も別途決めてください。

＜記載例＞

（３）外部連絡先一覧

外部の連絡先は、次のとおりとする。

機 関 名	連 絡 先
〇〇区役所	〇〇区××１－２－３ Tel000-0000
消防署	
警察署	
小学校	
中学校	

《解説及び留意事項》

＜外部連絡先一覧＞

○災害時に連絡する可能性のある外部機関を記載してください。

○連絡先としては、区役所、消防署、警察署、避難場所等が考えられますが、施設
の特性に応じて追加してください。

＜記載例＞

（４）施設内の緊急連絡網

施設内の緊急連絡網は、「〇〇（施設名）の緊急連絡網」によるものとする。

《解説及び留意事項》

＜「施設内の緊急連絡網」＞

- 「施設内の緊急連絡網」を作成していない施設では作成をお願いいたします。また、常に最新の状況にしておいてください。

（５）情報収集及び伝達

《記載例》

５ 情報収集及び伝達

（１）情報収集

ア 収集する情報

（ア）洪水及び高潮に関する防災気象情報（気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）（大雨、暴風、高潮）、気象警報・注意報（大雨、洪水、暴風、高潮）、洪水予報・河川水位到達情報など）

（イ）行政機関からの情報（避難場所の開設、高齢者等避難、避難指示などの避難に関する情報など）

イ 収集手段

（ア）「メールニュースかわさき」の「防災気象情報」に登録して川崎市からのメールを受け取る。

（市内の防災、気象、災害等に関する情報）

メールニュースかわさきの登録者は次のとおりである。

- | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|
| ① | 職名又は氏名 | （ | 所属（部署） | ） |
| ② | 職名又は氏名 | （ | 所属（部署） | ） |
| ③ | 職名又は氏名 | （ | 所属（部署） | ） |

（イ）緊急速報メールを受信する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報、多摩川・鶴見川の洪水予報など）

（ウ）川崎市からのＦＡＸを受信する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報）

（エ）川崎市 HP「防災ポータルサイト」を確認する。

（市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難に関する情報など）

（オ）テレビ、ラジオ等から情報を収集する。

（カ）防災行政無線（サイレン）に注意する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報など）

（キ）気象庁 HP の「あなたの街の防災情報」を確認する。

（気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）（大雨・暴風・高潮）、気象警報・注意報（大雨・洪水・暴風・高潮）、洪水予報・河川水位到達情報など）

（ク）施設周辺等の状況を目視で確認する。

ウ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話の活用が重要になるので、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

（２）情報伝達

【立ち退き避難の場合】

ア 洪水や高潮に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情報等が発表された場合

「施設内緊急連絡網」等に基づき、施設内関係者間で情報共有する。

イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

(ア)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には〇〇へ避難する。《非常体制に移行した場合には〇〇へ避難し、施設利用者の引渡しを速やかに行う。》」旨を連絡する。

(イ) 所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ 非常体制に移行し、避難する場合

(ア) 所管する区役所（所管課）に「これより、〇〇に避難する。」旨を連絡する。

(イ)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、〇〇へ避難する。《非常体制に移行し、〇〇へ避難する。施設利用者引渡し開始については、追って別途連絡する。》」旨を連絡する。

エ 避難（施設利用者の引渡し）を完了した場合

(ア) 所管する区役所（所管課）に避難《施設利用者の引渡し》が完了した旨を連絡する。

(イ)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「避難が完了した。《避難が完了した、これより〇〇において施設利用者引渡しを行う。》」旨を連絡する。

【屋内安全確保（垂直避難）の場合】

ア 洪水や高潮に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情報等が発表された場合

「施設内緊急連絡網」に基づき、施設内関係者間で情報共有する。

イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

(ア)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には、〇〇へ避難する。《非常体制に移行した場合には、本施設において速やかに施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4（相当情報を含む）（避難指示の発令、氾濫危険（水位）情報発表、高潮警報、高潮特別警報等）へ移行した場合は〇〇へ避難する。》」旨を連絡する。

(イ) 所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ 非常体制に移行し、避難する場合

(ア) 所管する区役所（所管課）に「これより、〇〇へ避難する。《これより、本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4（相当情報を含む）へ移行した場合は〇〇へ避難する。》」旨を連絡する。

(イ)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、これより〇〇へ避難する。《非常体制に移行し、本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4（相当情報を含む）へ移行した場合は〇〇へ避難する。》」旨を連絡する。

エ 避難《施設利用者の引渡し》を完了した場合

所管する区役所（所管課）に避難《施設利用者の引渡し》が完了した旨を連絡する。

《解説及び留意事項》

＜「メールニュースかわさき」の「防災気象情報」の登録＞

- 市は「メールニュースかわさき」により洪水に関する情報として洪水予報河川（多摩川、鶴見川）における洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報など）又は水位周知河川（多摩川水系の平瀬川、平瀬川支川、三沢川、二ヶ領川本川、五反田川、鶴見川水系の矢上川、鶴見川、麻生川、有馬川、真光寺川）における水位情報（氾濫注意水位情報、避難判断水位情報、氾濫危険水位情報など）や洪水・高潮に関する気象注意報・警報及び避難情報などを提供しております。
- 災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織を設置した施設の情報を受ける担当者は、「メールニュースかわさき」の「防災気象情報」を登録してください。（水防法第15条第2項第2号関連）

＜情報収集手段の確認＞

- 情報収集手段ごとに収集要領、収集できる情報内容、情報の伝達要領等について訓練を通じて必ず複数の人が実行できるようにしてください。特に市HPの「防災ポータルサイト」は「メールニュースかわさき」を登録していない場合、自ら収集する必要があることから必ず確認をしてください。

＜施設周辺等の確認＞

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておきましょう。また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかな等についても注意してください。

ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険ですので、施設内から確認するなど、安全に配慮してください。

- 所管する区などへの連絡については、報告する内容、報告先等について事前に調整しておく必要があります。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引渡しに混乱をきたさないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」が起動している場合の連絡方法についても検討しておくが良いです

(6) 避難誘導

<記載例>

6 避難誘導

【洪水の場合】

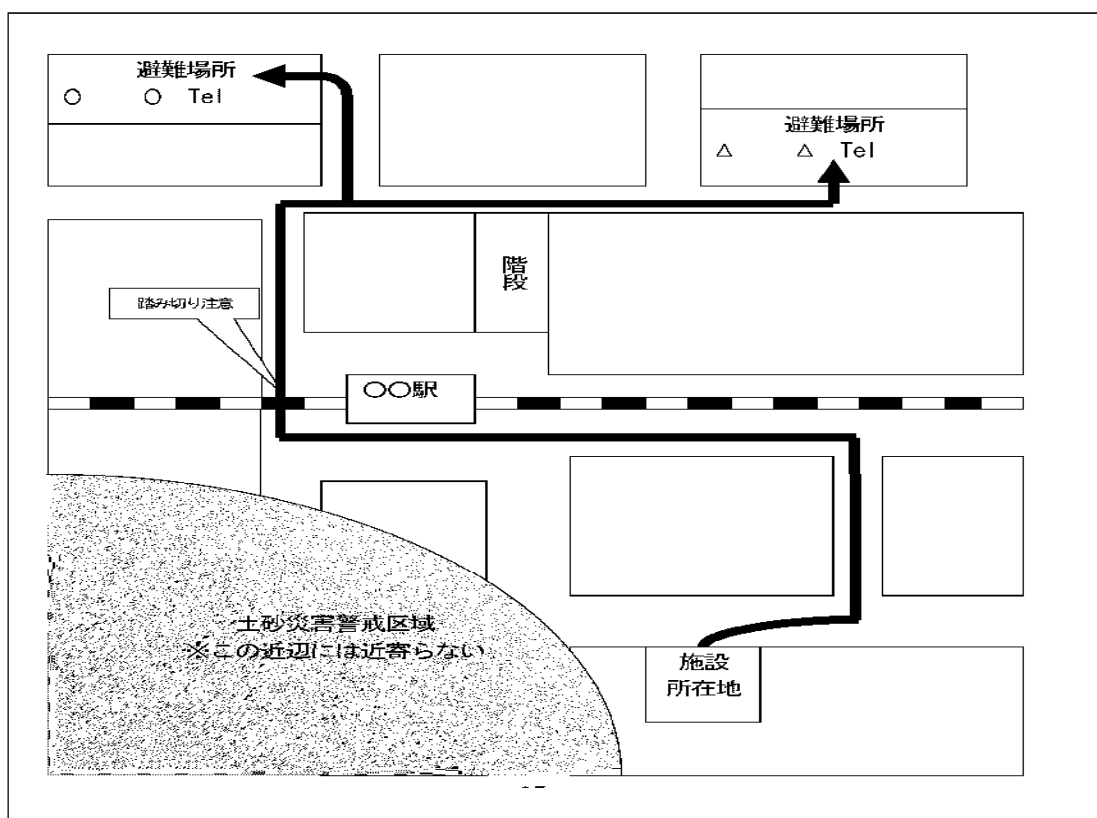
立ち退き避難とする。

(1) 避難場所・避難経路

- ・避難場所は（ ○○ ）、（ △△ ）とする。
- ・避難場所への移動が困難な場合、本施設の2階北側及び東側の○○に一時避難する

(2) 避難経路

避難場所への避難経路は次のとおりとする。



(3) 避難手段等

- ア 施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておく。
- イ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ウ 施設管理者等は、施設利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を定めておく。
- エ 施設利用者の引渡しを確実に行うものとする。

施設利用者の状況	移動方法
短い距離は歩行できる者	徒歩により玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での車イス移動が可能な者	車イスにより玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での移動が困難な者	リクライニング式車イスを使用して、玄関に移動し、専用車両にて避難場所へ移動

<記載例>

屋内安全確保（垂直避難）とする。

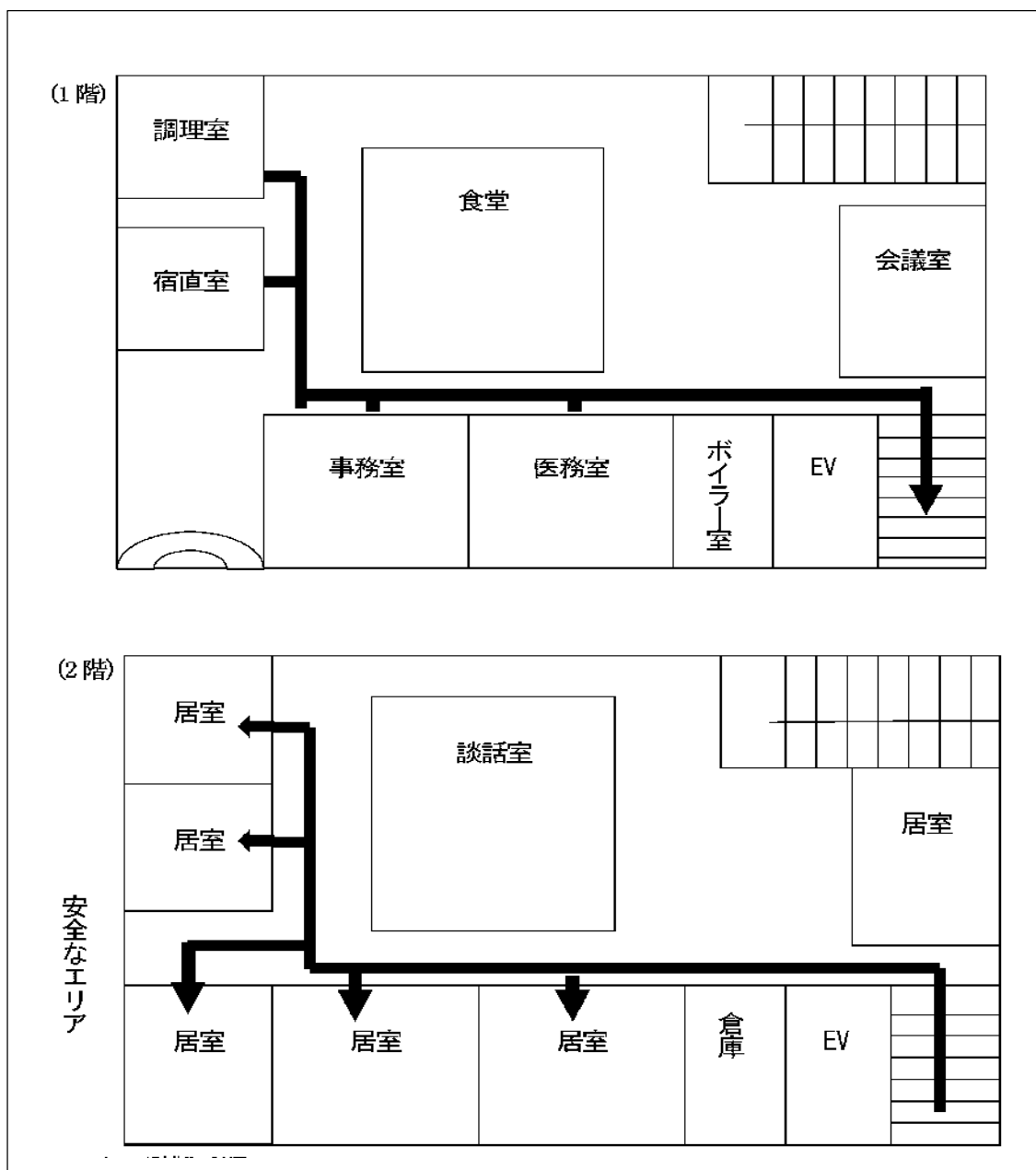
（１）避難場所

２階南側及び西側の居室に避難する。

（２）避難経路

施設内のエレベーター及び〇〇階段とする。

ただし、停電のおそれがあるときにはエレベーターを使用しないこと。



（３）避難手段等

ア 施設〇〇室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。

イ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

ウ 施設利用者の引渡しを確実に行うものとする。

<記載例>

【高潮の場合】

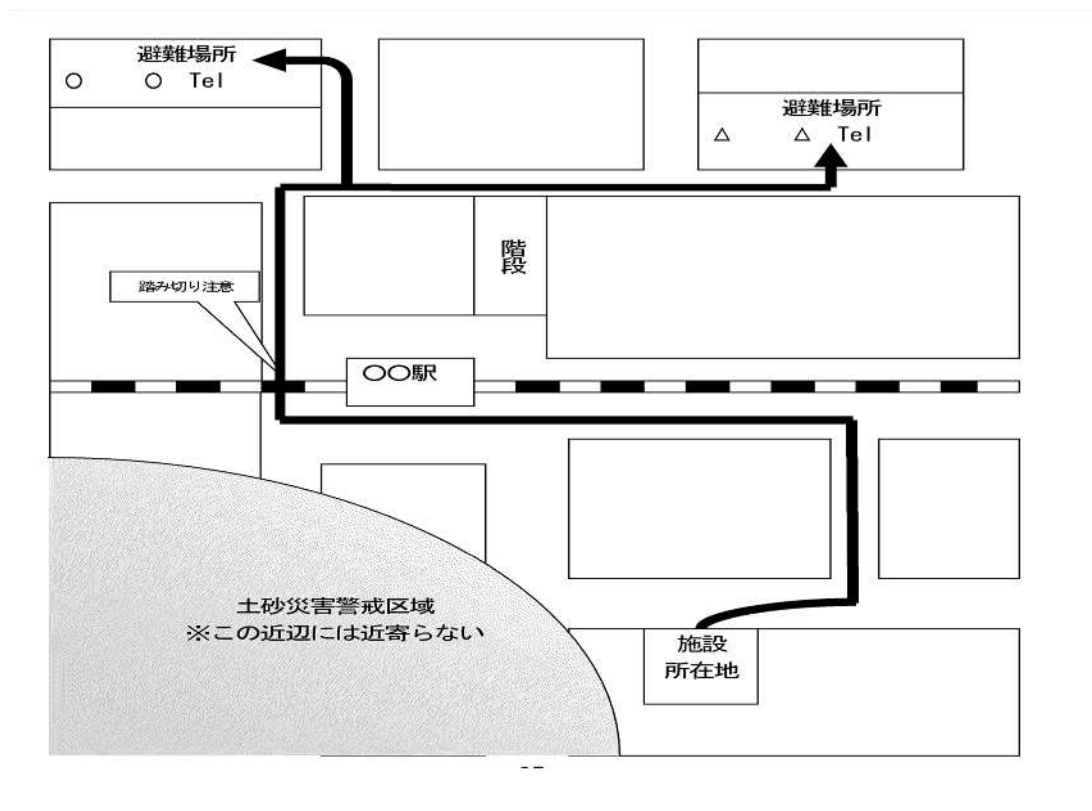
立ち退き避難とする。

(1) 避難場所・避難経路

- ・避難場所は (○○)、(△△) とする。
- ・避難場所への移動が困難な場合、本施設の2階北側及び東側の○○に一時避難する

(2) 避難経路

避難場所への避難経路は次のとおりとする。



(3) 避難手段等

- ア 施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておく。
- イ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ウ 施設管理者等は、施設利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を定めておく。
- エ 施設利用者の引渡しを確実に行うものとする。

施設利用者の状況	移動方法
短い距離は歩行できる者	徒歩により玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での車イス移動が可能な者	車イスにより玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での移動が困難な者	リクライニング式車イスを使用して、玄関に移動し、専用車両にて避難場所へ移動

<記載例>

屋内安全確保（垂直避難）とする。

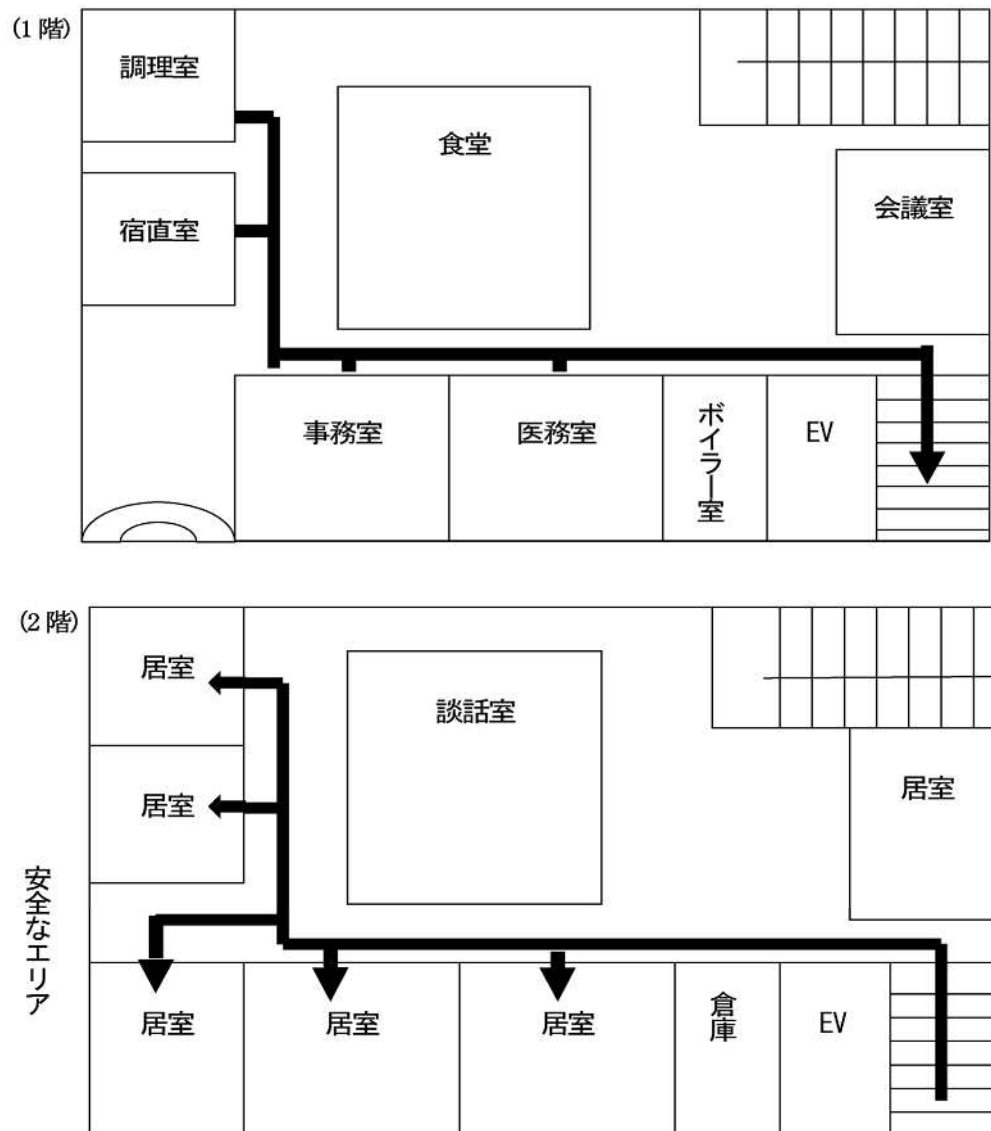
（１）避難場所

２階南側及び西側の居室に避難する。

（２）避難経路

施設内のエレベーター及び〇〇階段とする。

ただし、停電のおそれがあるときにはエレベーターを使用しないこと。



（３）避難手段等

ア 施設〇〇室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。

イ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

ウ 施設利用者の引渡しを確実にを行うものとする。

《解説及び留意事項》

＜避難場所の指定＞

- 立ち退き避難する際の避難場所については、原則として施設から最寄りの避難場所及び施設側で調整済の施設等を指定するものとします。
- 施設等で浸水しない上階へ移動できる（垂直避難）、又は浸水しない施設等に留まれる（待避）場合には屋内安全確保をご検討ください。屋内安全確保を行う場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難が生じるため、必要な備蓄や区役所（所管課）との連絡体制の確保、最低限必要な照明・トイレ等の準備を整えておくことなどが重要です。
- 立ち退き避難する際に万一避難が遅れた方や避難場所までの避難が困難な方が発生した場合の緊急安全確保等として、施設等の浸水しにくい高い場所や近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動することも設定しておきましょう。

＜避難経路の設定＞

- 洪水や高潮ハザードマップ、避難経路となる主要な道路の他、土砂災害ハザードマップの急傾斜地崩壊危険区域等も参考に安全な避難経路を設定してください。
- 上層階への（一時）避難の場合は、施設内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定しましょう。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。
- 立ち退き避難の避難経路については、河川などからの氾濫水が到達していなくても、地面に溜まった雨水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定しましょう。

＜避難誘導＞

- 避難誘導については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、施設職員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等具体的に定めておいてください。
- 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況などについて事前に確認してください。
- 誘導に際しては、避難者の状況に応じて車での避難など適切な移動手段を活用してください。
- 徒歩で立ち退き避難する場合、避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置しましょう。また、必要に応じて、誘導員は、避難者が誘導員と識別できるよう誘導用ビブスを着用するように努めてください。
- 避難途中や避難後における利用者の体調の悪化に対する対応方法についてあらかじめ検討しておいてください。
- 立ち退き避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うようにしてください。
- 避難誘導や施設利用者の引渡しは、家族等への事前説明や訓練等を通じて迅速・確実に行えるように心がけてください。

＜洪水・高潮ハザードマップの閲覧＞

- 洪水・高潮ハザードマップは、各区役所で配布しております。また、川崎市 HP の「ガイドマップかわさき」⇒「防災マップ」で閲覧することもできます。（高潮は今後実装予定）高潮ハザードマップは川崎市 HP の「川崎市高潮ハザードマップについて」から閲覧できます。

(7) 避難の確保を図るための施設の整備

<記載例>

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次の表のとおりとする。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

区 分	品 目	非常 持出	数 量	保管場所	有効期限 (確認時期)
情報収集・伝達	名簿、連絡網	可	1	事務室	令和××年 ○月
	ラジオ	可	2	事務室	令和××年 ○月
	F A X	不可	1	事務室	令和××年 ○月
避難誘導	懐中電灯	可	10	事務室、各室	令和××年 ○月
	車両	可	2	駐車場	
備蓄品	飲料水	可	10 箱	倉庫	令和××年 ○月

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

※避難所までの移動手段として車両も考慮してください。ただし、避難所には駐車場はありません。

《解説及び留意事項》

○情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材については、次の表を参考にし、各施設の避難行動に応じて検討してください。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めてください。

区 分	使用する設備及び資器材等
情報収集・伝達	名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯、F A X等、必要に応じて、トランシーバー、投光器 など
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、車両 など
備蓄	飲料水、食料、炊事道具、医薬品、寝具、防寒具、おむつ、携帯トイレ など

(8) 防災教育及び訓練

<記載例>

8 防災教育及び訓練・報告

(1) 防災教育

防災体制に関する次の事項を職員に教育し、情報伝達や避難などの重要性を理解させる。

ア 洪水・高潮リスクなどの啓発教育

(ア) 最近発生した洪水災害・高潮災害の事例を教育する。

(イ) 施設や避難経路沿いの洪水・高潮リスクを周知する。

イ 防災体制の周知

防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の教育を行う。

ウ 情報伝達体制

(ア) 情報の種別

防災気象情報及び避難に関する情報の種類についての教育を行う。

(イ) 情報の収集

防災気象情報及び避難に関する情報をどのような手段で収集し伝達するか周知する。

エ 避難判断・避難手順

(ア) 避難の判断と重要性

洪水予報及び大雨・洪水・高潮に関する注意報・警報や高齢者等避難など避難の判断基準を教育する。

(イ) 避難手順

実際に避難するときの役割分担などを周知する。

(ウ) 施設利用者の引渡し

引渡しの時期・場所・要領などについての教育及び家族などへの説明を行う。

オ 研修の実施月は、5月とする。

(2) 防災訓練の実施

防災訓練を洪水災害・高潮災害に関する防災教育時期に合わせて実施し、情報伝達や避難誘導を実際に行うことで、本計画の運用に支障がないかの検証や確認をし、必要に応じて適宜修正を行う。

(3) 訓練などの実施結果報告

本計画に基づく訓練等を実施した後は、市へ訓練実施結果を報告する。

(入力フォームは、市 HP において「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」で検索する。)

《解説及び留意事項》

- 施設管理者等及び施設職員は、平素から研修や訓練を積極的に行い、洪水災害・高潮災害に関する正しい知識を身に付け、円滑かつ迅速な避難行動ができるようにしておきましょう。
- 避難訓練等については、ボランティア団体やNPO等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の場を活用して、洪水災害時・高潮災害時の避難場所、避難経路などについて施設職員へ周知するのも軽易な訓練のやり方です。
- 6月頃から出水期に入りますので、研修や訓練は5月末頃までに行うようにしましょう。

《解説及び留意事項》

○主な訓練としては、次のようなものがあります。

- ・施設や避難経路沿いの洪水リスク・高潮リスク及び緊急連絡網の周知
- ・防災気象情報や避難に関する情報などの基礎的知識の習得
- ・防災体制に応じた活動内容と役割分担の確認
- ・情報の収集・伝達要領・避難誘導要領・施設利用者の引渡し要領など

○自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記述を省略することができます。（自衛水防組織については次項参照）

（９）自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

＜記載例＞

９ 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

- （１）円滑かつ迅速な避難を確保するため、別添「〇〇施設自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置する。
- （２）自衛水防組織においては、以下のとおり教育・訓練を実施するものとする。
 - ア 毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - イ 毎年５月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ウ 教育・訓練内容は、前項８「防災教育及び訓練」に準じて実施するものとする。

〇〇施設自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時・高潮時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時・高潮時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）△△室（最低限、通信設備を有する場所とする）を自衛水防組織の活動拠点とし、統括管理者、統括管理者の代行者及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権原者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の施設職員の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が〇〇〇〇に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成及び任務

統括管理者		任 務
〇〇〇〇		・情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導、浸水防止活動等について、各班に対し必要な指示や判断を行います。 ・平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資機材等の点検・整備及び訓練の企画等の指示を行います。
統括管理者代行者		任 務
〇〇〇〇		統括管理者が不在の場合、統括管理者の業務を代行して行います。
総括・情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 〇〇〇〇	・自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・洪水予報及び大雨・洪水・高潮に関する注意報・警報、避難に関する情報等の収集・伝達 ・関係者及び関係機関との連絡 など
	班員 〇名	
	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇	
避難誘導班	その他 〇名	・避難誘導準備及び避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 など
	班長 〇〇〇〇	
	班員 〇名	
	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇	
	その他 〇名	

自衛水防組織装備品リスト

班	装 備 品
統括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光器等）など
避難誘導班	名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯、携帯用拡声器、携帯用ライフジャケット、車両 水、食料、医薬品、寝具、防寒具など

《解説及び留意事項》

＜自衛水防組織の編成＞

- 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつては、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して編成に努めてください。
- 夜間や休日など、当該施設等の外にいる施設職員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、施設職員等の安全に配慮してください。

＜報告事項＞

- 水防法及び同法施行規則の規定に基づき、施設管理者等は、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長へ報告してください。
- 報告の内容は、①統括管理者及び同代行者の氏名及び連絡先、②自衛水防組織の要員の配置、③洪水予報や高潮警報等の伝達を受ける構成員の氏名です。

＜適用＞

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には記載不要です。

避難確保計画作成（変更）報告書

川崎市長 様

水防法第15条の3第2項に基づき、別添のとおり避難確保計画作成（変更）しましたので、報告します。

施 設 名			
施設の範囲※1（○で囲む）		社会福祉施設（高齢者施設、障害児・者施設、乳幼児施設等）、学校、医療施設、その他	
所 在 地		川崎市 区	
所有者・管理者 （どちらかに○）	氏 名	（フリガナ） -----	
担当者の氏名及び連絡先		（フリガナ） -----	電話番号
			F A X 番号※2
備 考		受付	

※1 施設の範囲

① 社会福祉施設	高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 等
	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設 等
	児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センター、母子生活支援施設、一時保護所、児童館 等
②学 校		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 等
③医療施設等		病院、診療所、助産所（すべて有床に限る）

※2 「高齢者等避難」及び「避難指示」等の避難に関する情報を伝達しますので、施設を開設している時は、従業員が常にFAXを確認できるようにしてください。

自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書

川崎市長 様

水防法第 15 条の 3 第 8 項及び水防法施行規則第 17 条に基づき、別添のとおり報告します。

施 設 名 (共同の場合は、代表施設)					
所 在 地		川崎市 区			
所有者・管理者 (どちらかに○)		氏 名	(フリガナ)	変更※1	登録※2
自衛水防組織の職務等		氏 名	連 絡 先	変更※1	登録※2
統括管理者					
洪水 予報 等 の 伝 達 を 受 け る 構 成 員	統括管理者の代行者				
	統括・情報班長		○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○		
	統括・情報班				
	統括・情報班				
	その他 ○名				
	避難誘導班長		○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○		
	避難誘導班				
	避難誘導班				
	その他 ○名				
自衛水防組織の総数		統括管理者以下 名			
担当者の氏名及び連絡先		(フリガナ)		電話番号	
				FAX 番号	
備 考				受付	

※1：変更の場合は○印を記してください。

※2：「メールニュースかわさき」を登録している場合は、○印を記してください。

＜参考１＞ 水防法及び水防法施行規則の主な内容

●水防法第１５条抜粋（災害時要配慮者利用施設関連事項のみ）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 略

二 略

三 略

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等 略

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設 略

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 略

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 略

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

●水防法施行規則（災害時要配慮者利用施設関連事項のみ）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号 に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

<参考 2> 高齢者等避難の発令文例

令和 年 月 日

【警戒レベル 3】高齢者等避難対象住民 様

川 崎 市 長

警戒レベル 3】高齢者等避難の発令について

〇〇川の〇〇水位観測所において、水位が避難判断水位（レベル 3 水位）にし到達し、今後も水位が上昇する見込みであることから、次のとおり、【警戒レベル 3】高齢者等避難を発令します。

1	発令日時	令和 年 月 日 午後 時 分
2	発令者	川崎市長
3	対象地域及び対象者	〇〇区 〇〇丁目、〇〇町、〇〇丁目のうち、浸水想定区域 対象者：〇〇世帯 〇〇人
4	避難すべき理由	〇〇川の氾濫による浸水からの住民の身体のため
5	状況・危険の度合い	〇〇川の氾濫による浸水の恐れ
6	種別	【警戒レベル 3】高齢者等避難
7	避難の時期	令和 年 月 日 午後 時 分から〇〇観測所の水位の低下傾向が顕著になるまでの間
8	避難場所	〇〇小学校、〇〇中学校
9	避難経路 (または通行できない経路)	自宅から避難場所までの経路
10	住民のとるべき行動や注意事項	・ハザードマップ等を確認し、洪水浸水想定区域内にお住いの、高齢者や障害をお持ちの方、乳幼児など、避難に時間がかかる方は、避難場所や親戚・友人の家など安全な場所に避難してください。 ・想定される浸水が居室より低い場合は、屋内での安全確保も検討してください。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域内の木造家屋及び家屋倒壊等河岸浸食区域内の建物は倒壊の恐れがあるため立退き避難してください。 ・避難場所は、マスクを必ず着用し、消毒液や体温計をご持参ください。 ・飲み物や食べ物、毛布等の配布はありませんので、ご持参ください。 ・避難場所に駐車スペースはありませんので、自家用車等での避難はご遠慮ください。(災害時要配慮者が避難場所への移動手段としての利用は除く。) ・ペットと避難する方は、必ずケージやエサ、ペットシート等をご持参ください。人の避難スペースと一緒にすることはできません。衛生面やアレルギーをお持ちの方への配慮についてご理解ください。
11	本件担当者連絡先	危機管理本部 担当 044-200-2890

＜参考３＞ 洪水予報及び氾濫警戒情報に関する水位観測所・水位

１ 多摩川及び鶴見川の水位観測所・水位

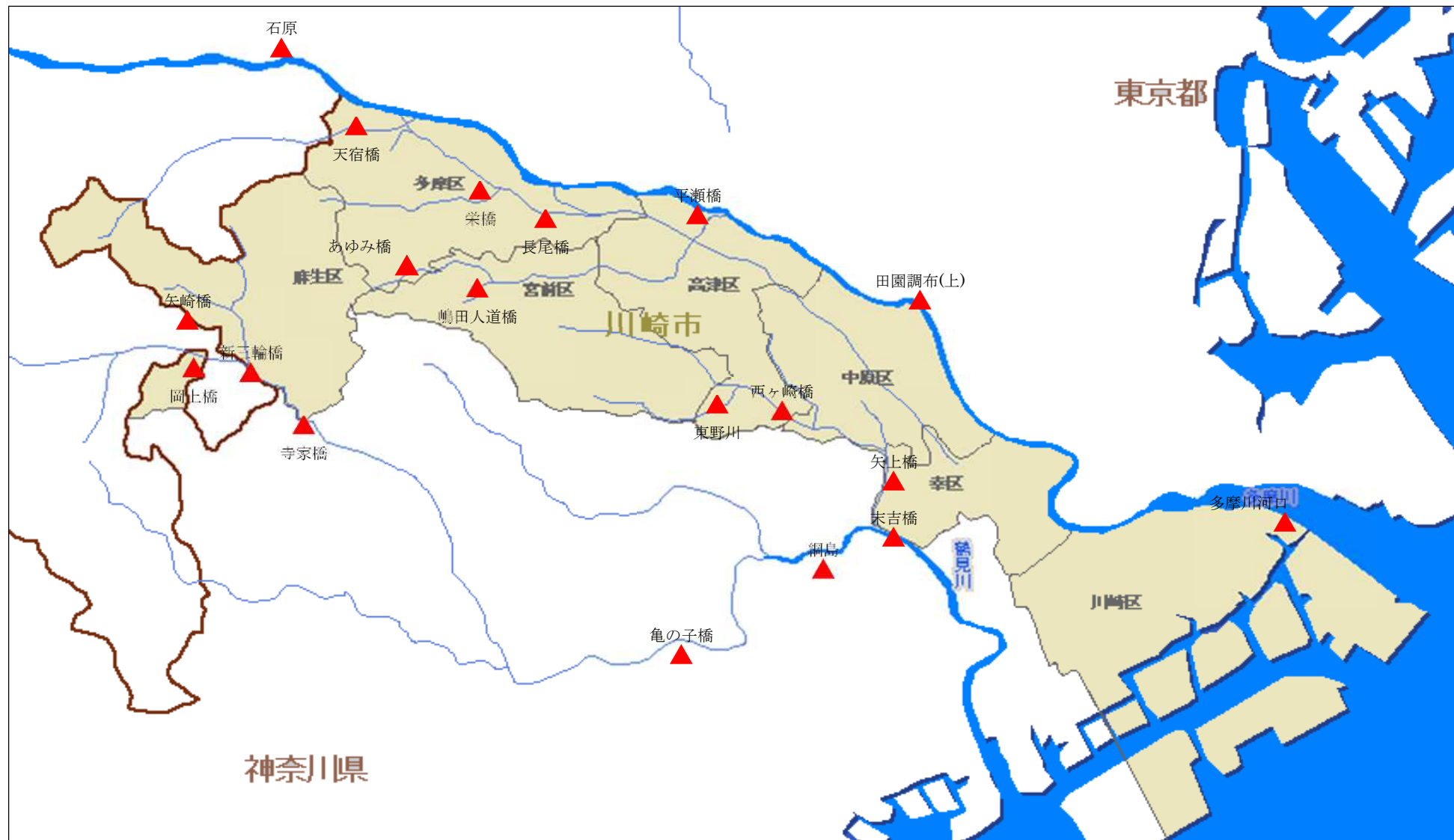
河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	水防団 待 機 水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水 位
多 摩 川	石原	調布市多摩川３丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	5.94
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	10.35
	多摩川河口	川崎区殿町	2.30	2.80	—	3.80	3.80
鶴 見 川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80	8.27
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80	5.40
	末吉橋	幸区小倉	2.20	2.70	—	3.50	3.82

２ 水位周知河川の水位観測所・水位

河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	水防団 待 機 水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水 位
矢 上 川	矢上橋	幸区南加瀬	2.60	3.80	4.10	4.80	5.60

河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	水防団 待 機 水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水 位
三 沢 川	天宿橋	多摩区菅２丁目	2.10	3.20	4.65	5.20	5.20
平 瀬 川	平瀬橋	高津区久地	3.50	4.00	4.00	4.60	5.50
	嶋田人道橋	宮前区初山	1.35	1.85	1.85	2.85	3.20
平瀬川支川	あゆみ橋	宮前区菅生２丁目	0.90	1.30	1.30	1.70	2.20
二ヶ領本川	長尾橋	多摩区長尾	2.30	2.80	3.35	3.50	3.50
五 反 田 川	栄橋	多摩区枳形	1.50	2.00	2.00	2.80	3.10
鶴 見 川	寺家橋	麻生区早野	2.75	3.50	3.90	4.80	4.92
	岡上橋	麻生区岡上	1.10	2.70	2.80	3.70	3.70
矢 上 川	西ヶ崎橋	高津区子母口	2.00	3.00	3.35	4.30	4.55
麻 生 川	新三輪橋	麻生区上麻生７丁目	1.20	2.60	2.60	3.15	4.20
有 馬 川	東野川	高津区東野川１丁目	1.40	2.40	2.40	3.90	4.00
真 光 寺 川	矢崎橋	東京都町田市	2.36	2.86	2.86	3.16	3.16

< 参考 4 > 水位観測所位置図



＜参考5＞

レベル	水 位	発表する洪水予報等の名称	
5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】
4 危険	氾濫危険水位 (レベル4水位)	〇〇川氾濫危険情報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】
3 警戒	避難判断水位 (レベル3水位)	〇〇川氾濫警戒情報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】
2 注意	氾濫注意水位 (レベル2水位)	〇〇川氾濫注意情報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】
1	水防団待機水位		

内閣府作成 避難情報に関するガイドライン（別冊資料）抜粋

<参考 6>

区役所連絡先一覧

区役所	郵便番号	住 所	電 話	F A X
川崎区	210-8570	川 崎 区 東 田 町 8	044-201-3327	044-201-3209
幸 区	212-8570	幸区戸手本町 1-11-1	044-556-6610	044-555-3130
中原区	211-8570	中原区小杉町 3-245	044-744-3141	044-744-3346
高津区	213-8570	高津区下作延 2-8-1	044-861-3147	044-861-3103
宮前区	216-8570	宮前区宮前平 2-20-5	044-856-3114	044-856-3280
多摩区	214-8570	多摩区登戸 1775-1	044-935-3146	044-935-3391
麻生区	215-8570	麻生区万福寺 1-5-1	044-965-5115	044-965-5201



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

問い合わせ先

＜災害時要配慮者利用施設の範囲、防災気象情報、避難に関する情報、情報の収集、避難行動、避難確保計画、訓練、報告事項に関すること＞

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎6階

川崎市危機管理本部 危機対策部初動対策担当

電話：044-200-2841（初動対策担当）

FAX：044-200-3972

E-mail:60kikika@city.kawasaki.jp

＜高潮について、高潮の危険性に関すること＞

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎6階

川崎市危機管理本部 危機対策部危機対策担当

電話：044-200-2923（危機対策担当）

FAX：044-200-3972

E-mail:60kikika@city.kawasaki.jp

＜洪水について、洪水予報、洪水の危険性、河川対策に関すること＞

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電話：044-200-2902

FAX：044-200-7703

E-mail:53kasen@city.kawasaki.jp

計画作成様式等の入手方法

避難確保計画の「洪水・高潮の作成のてびき」及び「洪水・高潮のひな形」と、「避難確保計画作成（変更）報告書」及び「自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書」のWord形式のファイルは、次のとおり市HPに掲載しておりますので、御活用ください。

- 1 市HP⇒トップページ⇒防災・防犯・安全⇒⇒制度・支援⇒災害時要配慮者利用施設における避難確保計画について⇒洪水・高潮に備えて（要配慮者利用施設における洪水・高潮時の避難確保計画の作成について）

- 2 URL：<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000058043.html>